第4回都区財政調整協議会幹事会 次第

- 1 日 時 平成30年1月5日(金) 午後6時~
- 2 場 所 東京区政会館 192会議室
- 3 議 題 都区財政調整(平成29年度、平成30年度)について
- 4 進行次第(司会:東京都総務局行政部区政課長)
 - (1) 財源見通し
 - (2) 協議
 - ・都側提案事項について
 - ・区側提案事項について
 - その他について
 - (3) とりまとめ
 - 都側総括意見
 - 区側総括意見
- 5 配付資料
 - (1) 平成29年度都区財政調整(再調整)東京都提案事項(都)
 - (2) 平成30年度都区財政調整区側追加提案事項説明メモ(区)
 - (3) 平成 30 年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方 (第4回財調協議会幹事会: H30.1.5)
 - (4) 都区財政調整協議会幹事会のまとめ(案)

平成29年度都区財政調整(再調整)東京都提案事項(都)

項目	提案の内容及び趣旨	影響額 (百万円)
【民生費/経常】 保育所整備等対応経費の臨時 的算定	待機児童解消に向けた保育所整備費、保育 所整備助成費を臨時的に算定するとともに、 平成29年4月の施設型給付費等に係る処遇 改善等加算の改正に伴う経費を算定する。	28,479
【衛生費/経常】 民泊対応経費	平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行に 伴い必要となる実態調査などの経費を算定 する。	99
【議会総務費他/投資】 投資的経費に係る工事単価の 見直し(建築工事)	平成 26、27 年度の 2 か年における単価上 昇分について、当該単価上昇率を反映した経 費を、平成 29 年度に限り、臨時的に算定す る。	3,450

[※]影響額については、数値精査中

平成30年度都区財政調整区側追加提案事項説明メモ (区)

Νο	1	その他	_
事業名	財源を踏まえ	えた対応	

1 概 要

調整税、協議等の状況に応じて、下記の項目について提案する。

2 算定内容

- ・待機児童対策のための保育所等整備費について、臨時的に算定する。
- ・過去の起債に係る元利償還経費について、前倒しして算定する。

₹	票準区一般財源所	区一般財源所要額(円) 23 区合計額(百万円)			3)
区分	現行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	_	_			
比例費	_	_	_	_	_

平成30年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方(第4回財調協議会幹事会: H30.1.5)

取扱注意

【都側提案事項】

1算	<u>定方法の見直し等</u>			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1		や、各区の算定上の議員定数と実態に乖離があることか	都案によれば、議員定数の法定上限が撤廃されていることを一つの理由として見直しを主張しているが、現行の補正は、当該規定の撤廃後に人口区分を参考に設定しているものであり、議員定数の法定上限は補正の要素となっていないため、都側の提案理由に合理性はないと考える。また、都案は財調制度としてあるべき需要を算定するという視点がなくなり、各区の議員定数削減努力の結果をそのまま反映するものとなっているが、削除努力が算定に適切に反映されることこそが財調の算定方法として適当であると考える。 (第2回幹事会)	検討する課題として整
		定数の上限数を法定し、その数を超えない範囲内において 条例で定数を定める制度が廃止されている。このため、現 在の条例定数は、各区議会において自主的に区議会のある べき姿等について十分に議論を重ねた上で設定されたもの であり、これは従来区側も主張してきたことである。よっ て財調算定上も条例定数を用いた補正に改めることが、適 切な算定方法であると考える。 区側は、議員定数について、財調制度としてあるべき需要	いては、慎重に判断する必要があると考える。 区側としては、現行の態容補正に一定の合理性があると認識しており、現状では、都案による合意はできないと考えている。 しかしながら、平成30年度財調当初算定において、世田谷区の人口が90万人を超え、現行の人口区分においては補正の対象外となる可能性が高い。そこで、次年度以降、本事業については、引き続き協議することとし、都区で見直しについて合意できるまでの間、現行の500,000人以上899,999人以下の人口区分の上限を撤廃することとしたいと考えるが、都側の見解を伺う。	

	<u> 正力法の兄担し寺</u> 			11.51.1.
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	運営費の見 <u></u> 直し (つづき)	都としては、あくまで都案による見直しが適切な算定方法と考えていることを改めて申し上げておく。しかし、都としても、世田谷区の状況については認識している。区側で検証の上、平成31年度財調協議の場において見直しの提案をするのであれば、暫定的な扱いとして人口上限を撤廃することに異論はない。(第4回幹事会)		
	費の見直し	老人福祉増進事業費において「その他」として計上されている老人福祉電話通話料補助事業費、火災安全システム事業費について、標準区経費がほぼ据置きになっていることと、実施区が少数であることから、算定を廃止する。(第1回幹事会)	ため、都案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	「その他」として計上 されている老人福祉電 話通話料補助事業費、 火災安全システム事業 費について、算定を廃 止する。
3	成人保健対策費 (健康手帳の交 付)の廃止	業の実施について」により各区市町村における作成・交付が求められていたところであるが、平成28年度末で当該通知が改正され、事業の実施方法として厚生労働省ホームページからのダウンロードが原則とされ、かつ実施区が少数であると考えられることから、算定を廃止する。(第1回幹事会)	考える。 一方で、都の補助金が平成29年度から廃止されたことから、ルール改定により都支出金のみ廃止すべきである。 (第2回幹事会)	て、算定を廃止する。
		成28年度において交付に係る補助実績があるのは半数に満たない状況であるうえ、実績のある区の交付件数を見ても40歳以上人口との相関がみられないなど、標準区の適正な規模設定が判断できない状況にあると考える。これらのこ	区であり、交付件数の区間のばらつきも非常に大きい状況	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	成人保健対策費 (機能訓練)の廃 止	業の実施について」により各区市町村において実施が求められていたところであるが、平成28年度末で当該通知から	健康増進事業としての位置づけが廃止されたに過ぎず、特別区の実施実態を確認せずに本事業を廃止すべきではないと考える。 一方で、都の補助金が平成29年度から廃止されたことから、ルール改定により都支出金のみ廃止すべきである。 (第2回幹事会)	定を廃止する。
		る補助実績の提供を得た。これによると、平成28年度にお		

No 項目		項目	製の老うち		[-t
福祉会館管理運営 費の廃止 参続きの検討課題として認識している。 平成29年度財割協議において、都側は標準区としての「あるべき需要」を考える上で、勤労福祉会館と商工振興センターは同じカデゴリーの中で一体的に整理すべきと接案した。 「両施設を財調制度上、同じカデゴリーの中で一体的に整理すべきと接案した。」 「両施設を財調制度上、同じカデゴリーの中で一体的に整理すべきと多い。」 「一般理ができるの都側の主張には合理性がないと考える。 「保護の会権認できるが、業務内容における会議室等の貸出し機能の一部のみの重後をもって徳を対能に刃し直しを行うことは妥当でない。」との発言があった。 勤労福祉会館と商工振興センターの設置目的や会議室等の貸出し機能が重複している事実について、に側も認識している。 「本側が側承した会議室等の貸出し機能の重複についてのみ張点を当て、実態があることを理由に反論した。 このように、平成28年度財調協議以降、協議を重ねているが、都区の議論がかみ合わず台湾には至っていない。また、都側は、平成28年度財調協議における区側の意見を踏まえ、エル以降毎年度特別区の実態調査(設置目的・事業内容・利用者種別・施設面積・決算など)を行っている。 現れ、地震の表記がより、表記を行っている。 「、一般な28年度財調協議における区側の意見を踏ま、エル以降毎年度特別区の実態調査(設置目的・事業内容・利用者種別・施設面積・決算など)を行っている。 「、一般では一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、	5				
		福祉会館管理運営費の廃止	工作の事業に対している。 で成28年度財調協議以降、引き続きの検討課題として認った。 で成29年度財調協議において、新聞は、選挙として認いて、都側は、平成29年度財調協議において、都側は社会を理した。 で大きには、一では、一では、大変を理して、一では、大変を理した。 で大変をでは、一では、大変をでは、一では、大変をでは、一では、大変をでは、一では、大変をでは、一では、大変をでは、大変をでは、一では、大変をでは、大変をでは、大変をでは、大変をでは、大変をでは、大変をでは、大変をでは、大変をでは、大変をでは、大変をでは、大変をでは、大変をでは、大変をした。 で大変をでは、大変をした。 で大変をした。 では、大変をでは、大変をした。 では、大変をした。 では、大変をした。 では、大変をした。 では、大変をした。 では、大変をした。 では、大変をした。 では、大変をした。 では、大変をした。 では、大変をした。 では、大変をした。 では、大変をした。 では、大変をした。 では、大変をした。 では、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、では、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変を	昨年度の都側の調査により把握した実態によると、商工振興センターと勤労福祉会館は明確に別施設である。 そのため、両施設に係る経費は個別に算定されるべきであり、両施設を財調制度上、同じカテゴリーの中で一体的に整理すべきとの都側の主張には合理性がないと考える。 (第2回幹事会)	次年度以降、引き続き 検討する課題として整

	<u> </u>	T		[-f3/: / [FF
No.	2 11 1		• • • • •	協議結果
No.	福祉会館管理運営費の廃止(つづき)	都の考え方 商工振興センターと勤労福祉会館はそれぞれ実態があされるのとと勤労福祉会館はそれぞれ実態があされのの、両施設であることから、両施設を財調制度上、遺別である。一個である。一個である。一個である。一個である。一個では、一個では、一個である。一個である。一個では、一個では、一個である。一個である。一個では、一個では、一個である。一個である。一個では、一個では、一個である。一個である。一個では、一個では、一個では、一個である。一個である。一個では、一個では、一個では、一個である。一個である。一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個である。一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、	設の実態について検証しているところである。 「両施設に係る経費は個別に算定されるべきである」とした第2回幹事会における発言についても、当該調査結果の検証に基づくものである。 繰り返しとなるが、両施設は、財調制度において個別に算定されるべきであり、算定方法についても、都側調査結果から両施設に係る各区の決算額を精査したところ、概ね特別区の実態を捕捉したものとなっていることから、現状においては、現行算定が適切であると考える。 (第4回幹事会)	協議結果

<u> </u>	- 足刀仏の元旦し守	()) ()	-	
No.	2 11 1	都の考え方	区の考え方	協議結果
(5 土木自動車整備費 の廃止	て、毎年度、都で実施している調査によると、賃借等の実	特別区の実態として、当該経費は土木工事にかかる委託料や工事請負費に振り替わっていることが考えられるため、土木自動車の賃借等の実績値のみをもって見直すのではなく、関連する各事業の算定状況等を検証した上で見直す必要があると考える。 (第2回幹事会)	検討する課題として整
		工事請負費に振り替わっていることが考えられる」という推測に基づき、「関連する各事業の算定状況等を検証した上で見直す必要がある」と主張している。しかし、区側が主張しているのは、あくまで推測に基づく反論であるため、どのような客観的な根拠を元にそのような反論をされているのか、具体的に土木費のどの部分に振り替わっていることが想定されるのか、詳細な説明を求める。また、土木自動車の賃貸等の実態として、特にシャベルローダーやタワー車は、23区中わずか3区しか活用していない状況であり、もはや標準的な需要とは到底言えないと考えるが、その点について区側はどのように捉えているのか、見解を伺う。 (第3回幹事会)	なお、「シャベルローダーやタワー車は、23区中わずか3区 しか活用していない」との事だが、この状況を鑑みれば、 関連する各事業の算定状況等を検証した上で、見直しの必 要性はあるものと考える。 (第4回幹事会)	
		今回の協議では残念ながら合意には至らなかったが、区側も見直しの必要性については認識していることから、次年度以降の引き続きの検討課題として整理する。 (第4回幹事会)		

	たりはいた回じす	T	F. A. Y. +	L力 ⇒类 (-} · □
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	水面埋立事業及び 下水処理場覆がい	を算定対象としている23項目のうち、公有水面埋立事業及び下水処理場覆がい事業については、15年近く算定実績が無く、また、今年度行った調査結果によると、各区に今後	今後の事業実施予定を含めた特別区の実態に基づくものであり、合理的かつ妥当な見直し内容と考えられるため、都側提案に沿って整理する。なお、将来的に特別区が当該事業を実施した場合の財調上の対応について、区側としては特別交付金により算定すべきものと考えるが、都側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	容補正について、公有 水面埋立事業及び下水 処理場覆がい事業を廃
		調上の対応について、特別交付金により算定すべきものと		
	計画促進事業にお	ち、国や都の補助事業については、基本的に補助対象事業費から補助額を控除した補助裏部分を「2/2」の算定率で算定しており、その他の区単独事業については、前年度実績額の「1/2」を算定している状況である。地区計画促進事業については、平成15年度に都の補助制度が廃止されているにも関わらず、前年度実績額の「2/2」を算定しており、他の算定項目との均衡を失っている。都市整備費の態容補正における算定の均衡を図るため、前	地区計画促進事業は、地域ごとの課題や特徴を踏まえ、区 民と区が連携しながらまちづくりを推進していくもので、 区としては重要な事業である。また、防災性向上の観点からも同様であり、これらの考えは都の施策とも合致しているものと認識している。 都側提案の内容は、都の補助制度が廃止されたことで他の算定項目との均衡を図ることを目的に算定率を見直するるであるが、そもそも財調は、区の一般財源負担を「あるべき需要」の考え方をもって算定するものであり、都の補助制度と連動するものではなく、都側提案は妥当とは言えない。 (第2回幹事会)	目として整理する。

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	計画促進事業における算定率の見直し(つづき)	側が言うように、地区計画促進事業の必要性及び重要性は、もちろん認識しており、算定すること自体を否定しているわけではない。 区側は、「そもそも財調は、区の一般財源負担を『あるべき需要』の考え方をもって算定するものであり、都の制度と連動するものではない」との見解である。しかし、平成12年度財調協議において、原則として国策とし、可能の補助要綱に、対象事業の定めがあるものは「2/2」算定とし、国・都の補助基準によらない事業は「1/2」算定とし、とで整理し、合意していると認識している。したがって、都としては、平成12年度財調協議におけるると、であるを尊重しつつ、算定の適正化を図るべきであるとうる。現行算定において「2/2」と「1/2」という算定率に差異を設けている理由について、区側の見解を伺う。(第3回幹事会)	以上を踏まえれば、地区計画促進事業についても、単純に都の補助制度廃止のみをもって算定率を見直すのではなく、平成12年度財調協議を含め過去の協議でも申し上げているとおり、まちづくり事業の財調算定を今後どのようにするのか検討する必要があると考える。また、現行で算定率に差異を設けている理由については、明確ではないと考えており、まちづくり事業全体の算定のあり方を検討した上で見直すべきと考える。(第4回幹事会)	
9	公園費の見直し	「1,500㎡」となっており、毎年度当該面積を取得したものを整備する設定となっている。 しかし、今年度、直近3か年の整備状況について、実態調査	(第1回幹事会)	検討する課題として整

公園費の見直し (つづき) 現在の新設公園における事業量については、区側から「用 都側提案の内容は、直近3か年の公園用地取得実績を基に、地取得実績のみをもって、単純に工事費、用地変別方の事工事費および用地での事業量を見直すものだが、区側とし業量を見直すことは妥当ではない」との発音があったが、では、用地取得実績のみをもって、単純に工事費、用地費規程の算定方法は、公園用地として取得した土地を、公園双方の事業量を見直すことは妥当ではないと考える。として整備するという考え方に基づき、用地取得面積に標業と、本事業については、調査結果からも分かるとおり、理的な用地単価を乗じて用地費を算出するとともに、用地経費の性質上年度間のばらつきが大きいため、見直しにあ取得面積に標準的な工事単価を乗じて工事費を算出していたっては部分的な実態に合わせるのではなく、財調の算定を出している。このため、用地残害績が実際と異なるのであれば、として、総合的な観点からあるべき需要の水準について検当然、用地費及び工事費が見直されることになるが、なぜそれが「妥当でない」ということなのか、区側の見解を何う。。次に、現在の新設公園における事業量である「1,500㎡」は明らかに過大設定になっている中、区側の見解を何り、次に、現在の新設公園における事業量である「1,500㎡」は明らかに過大設定になっている中、区側から「良直しにあたっては部分的な実態」と発言しているのか、ことが変きると考えているのか、便側から「発音」と発言しているのか、記判は、何をもって「部分的な実態」と発言しているのか、実態」を捉えることができると考えているのか、他の費目における区側の見直し方法・提案も踏まえて、見解を何う。。 さらに、区側から「財調の算定として、総合的な観点からあるべき需要の水準について検証していくことが必要である」との発音があったが、区側は、具体的にいつまでに、どのような検証をすることを考えているのか、見解を何う。 (第 2 回幹事会)	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	(つづき)	実績が直近3か年平均で「382㎡」しかないという実態を把握したことから、「1,500㎡」という現在の設定が明らかな過大設定となっており、早急に見直さなければいけない事実を区側に提示した。過大設定となっていることは、都が行った調査結果より、誰の目から見ても明らかな事実であることから、区側も我々と同様の認識と考える。都としては、本来は今年度すぐに見直すべき問題と考えるが、来年度、区側から十分な検証が行われた上で、改善提案が行われるものと理解する。(第3回幹事会)	まず、1点目の「用地取得実績のみをもは変異にい」をもは変異にい」をはな整備に、正子書ではないとは取得にいるので、ではと整備に、正子書ではないとは取得にいるので、ではと整備に、正子書では、1点目の「用地ではないとはないとはないとのではは、1点目の「用地ではないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとな	

<u> </u>	正力法の兄担し寺	()) e)	,	1
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
100	道路改良工事費及 び公園維持管理費 の見直し	計画交付金の対象になる扱いとなった。 事業認可を受けて都市計画事業として更新・改修を行った 場合、都市計画交付金と特別区財政調整交付金の土木費に おいて、算定の重複状況が生じてしまう。 そのため、当該部分の重複算定の解消を図るべく、都市計	業において、算定の重複が生じることについては区側としても認識しており、見直しを行うことに異論はない。 しかしながら、都側提案は、測定単位そのものから都市計画交付金対象面積を減じるものであり、その影響は、重複していない事業にまで及んでしまうため妥当とは言えな	市計画交付金との重複 算を解消するとのを 事実を補正を がまままする。 公は、 次年度以降、 引 と た は き 続 き 続 き は き き を は き き き き き し て き き し た り し し た り し し た り し し て き り し し て き り し し て き り し し と し し て き り し し て き り し し と し と し と し し と し と し と し と し と し

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
11	科学教育センター 運営費の廃止		都側の提案では、標準区設定された当時の制度趣旨と現状の実施内容が乖離しているとのことだが、現在、各区が実施している科学教室事業について、どのような点が乖離しているのか見解を伺う。 (第2回幹事会)	
		徒」を対象に科学実験を通じて科学への興味・関心を喚起するためのものであることを把握した。一方、標準区設定された当時の学習指導要領、東京都教育庁の資料から、本事業が「教職員」を対象に、指導力向上を図るためのものであったことが明らかになった。 現在の事業と標準区設定された当時の事業では目的・趣旨・対象者すべての点で乖離していることから、算定を廃止することが妥当と考える。この点について、論拠と共に区側の見解を伺う。 (第3回幹事会)	科学教室は、児童生徒の科学的思考力向上を図る点において、こうした趣旨に合致するものであり、各区において実施されている普遍的な事業であることから、算定を廃止する都案は妥当ではない。 (第4回幹事会)	
		今回の協議で、本事業の趣旨及び内容について、都区の認識を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)		

	<u> </u>		Fot: +	护 業仕用
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
12	の見直し		学級・講座運営費については、平成24年度財調協議においても報償費の見直しが提案され、区側から報償費に限らず事業全体の実施状況を踏まえた検証が必要であることを主張したところである。 区側の認識としては当時と変わらず、報償費のみを見直す都案は妥当ではない。 (第2回幹事会)	
		「報償費に限らず事業全体の実施状況を踏まえた検証が必要」との区側の意見を踏まえ、次年度以降、全体の検証を行った上で、改めて整理したいと考える。 (第3回幹事会)		
13	教育施設新増築経 費の見直し	あわせて、統合校の建築費に係る算定面積を、「統合後の	過去5か年の財調協議においても同趣旨の提案があったが、	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		第2回幹事会において、新築校の校舎の建設費について、区 側から「算定面積を実施面積から国庫資格面積に見直す合		
		理的な理由はない」との発言があった。「公立の義務教育		
	(つづき)	諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」は、義務		
		教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律を根拠法		
			地域の実情や需要を踏まえ、地方公共団体の創意工夫を活	
		れた必要面積から決定されるものである。区は当該基本方		
		針に沿って事業を実施していることから、財調上のあるべ		
		き需要としては、国基準と言える国庫資格面積による算定		
		がより合理的と考える。 算定面積を実施面積から国庫資格面積に変更する合理的な	統合校の建設費についてであるが、統合による改築は、規模の第五化な図ス号的といったよる。者哲化による改築は、規	
		异疋面傾を美爬面傾から国庫賃恰面傾に変更する信葉的な 理由はないと主張されるのであれば、都側の主張のどの部		
			上げているとおり、統合であれば必ず校舎全てが国庫資格	
		かっとのように「日達性」がないのがについて、区側の兄	面積となるわけでなく、統合学校の建物として使用するこ	
			とが著しく不適当な場合などに限られる。こうしたことか	
			ら、現行算定は妥当なものと考える。	
		現在の財調算定では、学校の改築経費がそれぞれの学校に		
		ついて標準算定されていることに加え、統合校に改築する		
		経費が国庫資格面積まで算定されており、改築経費が二重		
		で算定されている状況となっている。これを解消するため		
		に、統合後の校舎の国庫資格面積から統合前の校舎の保有		
		面積を差し引いて算定するという見直し提案を行っている		
		にもかかわらず、なぜ合理的でないとするのか、区側の見		
		解を伺う。平成29年度財調協議で、都側から同様の質問を		
		行った際、区側から「現行算定が公平性・明確性に欠けて		
		いるという認識はなく、各区が学校の適正配置を適切に推		
		進していくためにも妥当な算定である」との発言があり、		
		改築経費を二重で算定している実態を黙認するかのような 姿勢は看過できない。区側はこの点について、どのように		
		晏勢は有週でさない。区側はこの点について、とのよりに 認識しているか、その論拠と共に、改めて、区側の見解を		
		同う。		
		(第3回幹事会)		

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項 基準財政需要額の調整項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	バー・プラット フォーム運用経費		(第1回幹事会)	
			次年度以降、毎年度の負担金に応じてメンテナンスを行う ことは、適切な方法であり異論はない。 (第3回幹事会)	
	意識意向調査)	れており、その経費との重複が懸念される。この点について、どのように整理されているのか区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。
			(第3回幹事会)	
			今回の協議では、企画調査費との重複の有無について、都 区双方の見解を一致させることは困難であることから、協 議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	

	基準財政需要額の調整項目(つづき)				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
	援システム運用経		平成25年の災害対策基本法の改正により、罹災証明書の速 やかな発行が市町村長の義務となったこと、また市町村長 が被災者台帳を作成することができるようになったことに 対応するための被災者生活再建支援システムの維持管理に 係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	ステム運用経費につい	
	療体制検討会議)		防災対策について、平成24年3月厚生労働省通知「災害時に おける医療体制の充実強化について」に基づき運営する災 害医療体制検討会議の委員に係る経費を新規に算定する。 (第1回幹事会)		
			特別区では現に当該通知に基づき18区で会議体が設置されているところである。また、会議開催についても、半数以上の区で実績がある。 特別区として万全な災害対策を進める観点からも、標準区経費として算定すべきものと考える。 (第3回幹事会)		
			災害対策の強化は特別区にとって喫緊の課題であり、標準 区経費として算定すべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議で合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)		
5	防災井戸関係経費	防災井戸については、各区の取組内容に差があることを踏まえると、標準的な経費として設定することは困難と考える。 また、事業の性質上、人口に影響する部分が大きいと考えられるため、全比例により標準区経費を設定したとのことだが、各区の実績と人口の間に相関はなく、根拠が不明である。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	協議が整わなかった項 目として整理する。	

	基準財政需要額の調整項目(つづき)			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		するのであれば、各区の実施内容を精査し、標準区経費と して算定すべき事項を整理するなど、合理的な算定方法に ついて検証を行う必要があると考える。	て全区で設置されており、大半の区で経費が発生している	
			災害時の飲料水の確保は、区民の生命を守るためには不可欠であり、標準区経費として算定すべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議で合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	
6	り推進事業費(自		(第1回幹事会)	
		なっていることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	予算を用いた標準区経費の設定は合理的な理由に欠けるとの指摘であるが、各区は、都の補助スキームに合致した予算編成をしており、標準区経費の根拠として十分に足りうると考える。しかしながら、現時点では当初に提示した内容では、合意することは困難であるので、平成28年度決算により改めて標準区経費を設定した。(第3回幹事会)	

	基準財政需要額の調整項目(つつき)				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
7			平成27年12月総務省通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」に基づく地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)		
		ており、各区において同様の整備が必要であることも認識 している。しかし、同様の整備が必要であっても、区に	経費が発生していない区については、総務省通知以前から、必要な整備を行っており、当該通知による経費が発生していないことを確認している。また、各区の様々な事情に応じて対応するものと認識しているとのことだが、本事業は総務省通知に必要な整備内容が示されており、各区において同様の整備が行われている。 当該経費については、地方交付税でも算定されており、標準区経費として算定すべきと考える。 (第3回幹事会)		
		ルールに則って算定されていることから、本件についても、このルールに則って取り扱うべきものと考える。 (第4回幹事会)	都側の主張からは標準区経費として設定すべきでない具体的な理由が確認できず、非常に残念である。今回の協議で合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。しかしながら、都側も事業の必要性は理解しており、各区の様々な事情に応じて対応するものと認識しているとのことから、本件は特別交付金により算定すべきと考えるが都側の見解を伺う。(第4回幹事会)		

基	<u>基準財政需要額の調整項目(つづき)</u>				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
	治体共同運営シス テム経費		(第1回幹事会)		
		区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準となっていることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	したところ、当初提案の際に用いた平成29年度の負担金及び委託料が見直されていることが確認できたため、当初提案と同様の手法により、改めて標準区経費を設定した。なお、次年度以降、毎年度委託料及び負担金を用いてメンテナンスを行うことについては異論はない。(第3回幹事会)		
	法務管理費 (報 酬)	りはないが、法務管理費に算定している経費は、あくまで顧問弁護士に係る報酬である。区側の調査には、この経費と性質を異にするものが見受けられ、適切な算定とはなっていないと考える。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。	
			調査結果からも分かるように特別区における弁護士活用が 多様化している状況は顕著であり、その実態を踏まえた算 定とすることが合理的と考えるが、なぜそれが適切ではな いのか都側の考えを伺う。 (第3回幹事会)		

	長準財政需要額の調整項目(つつき)					
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果		
	法務管理費(報酬) (つづき)		区側としては、顧問弁護士に対する報酬に他の顧問弁護士 以外の弁護士活用に係る経費を含めるべきとの考えに変わりはないが、今回の協議では、特別区の弁護士活用の多様 化の状況について、都区双方の見解を一致させることは困 難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)			
10		平成27年度財調協議においても指摘しているが、資器材の内容について、標準区経費として算定すべき事項を整理できていない状況では、合理的に標準区設定を行うことはできず、見直しは困難である。なお、防災訓練災害補償等掛金については、標準区経費として妥当であるため、区案に沿って整理する。(第2回幹事会)	防火防災訓練災害補償等掛金について新規に算定する。 (第1回幹事会)	防火防災訓練災害補償 等掛金について、新規 に算定する。 なお、防災用資器材の 購入経費等につい引 は、次年度以課題とし 続き検討する。 を整理する。		
		準区経費として算定すべき事項を整理したとは言えない。 各区の防災用資器材の配備状況にばらつきがある以上、実 績そのものをもって標準区経費とみなすことはできず、標	本提案は、平成27年度財調協議で不調となったことを踏まえ、防災用資器材を用途に応じ分類し、それぞれにおける標準区経費を設定したものであり、特別区の実態を捕捉したものであると考えるが、都側の指摘する「標準区経費として算定すべき事項」の内容について、具体的に伺いたい。(第3回幹事会)			
			区側としては、防災用資器材の整備は災害時の共助のための重要な事業であると認識しており、長年にわたり過小算定となっている実態を早急に改善すべきと考えている。今回の協議では、都区双方の見解を一致させることができなかったが、都側から標準区経費の設定にあたっての課題が示されたことから、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。 (第4回幹事会)			

基	長準財政需要額の調整項目(つづき)				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
11	食料等の備蓄(一 時滞在施設用)	区が一時滞在施設確保の役割の一端を担っていることは理解している。最終的な確保割合や規模については、現時点においても明確になっていない状況であるが、そうした状況においての標準区設定の考え方について、改めて区の見解を伺う。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	一時滞在施設用の帰宅 困難者対策用食料等の 備蓄について、算定内 容(経費全体)を見直 す。	
			都側から、特別区におけるあるべき需要を、より的確に捉えるため、算定方法の見直しを検討すべきとの見解が示されたが、区側としても、今後、算定方法の見直しについては、随時検討していくことに異論はない。 (第4回幹事会)		
12		交換便業務については、平成19年度から委託経費として計上することと併せて人件費から当該経費分を除くことで、明確に整理した経緯がある。 郵便業務についても同様に、人件費との切り分けを行わなければ、重複算定が懸念され、妥当な標準区経費となっていないと考えられるが、この点について区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。	
		料と人件費との明確な整理を行った上での標準区設定が必	区側提案における標準区経費は、財調における人件費の大幅な見直しの根拠とした平成25年度調査結果を参考に、それ以前から郵便業務を委託している区を抽出して設定したものであり、人件費との整合性は図れているものと考える。 (第3回幹事会)		

	準財政需要額の調整	全項日(プラさ)		
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	庁舎維持管理費 (交換便等) (つづき)		特別区の実態を踏まえれば、郵便業務を交換便に含めるべきという考えに変わりはないが、今回の協議で合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	
	活動支援費	て、区民関係等事務費とのすみ分けを明確にする中で、地域コミュニティ活動支援費には不算入となった経緯がある。 また、委託料や負担金等についても、現行の標準区経費と 異なる算定方法となっており、算定方法を変えるのであれば、合理的な説明を行うべきと考えるが、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会) 区案は、過去の協議経過も踏まえた合理的な根拠が示され	(第1回幹事会) 区民関係等事務費における需用費、役務費は、区民相談等	協議が整わなかった項目として整理する。
		ているとは言えず、妥当性に欠けると考える。加えて、年度間のばらつきや特定財源の扱いの観点からも、合理的な算定となっているとは言えず、精査が必要と考える。 (第4回幹事会)	にかかる経費が算定されており、本経費における当該経費とのすみ分けは整理できていると考える。また、委託料、負担金補助及び交付金の算定方法の見直しについては、事業ごとに経費を精査した結果、現状、算定に含まれていないものについても実態は支出科目の違いであり、内容は同様のものであるため、算定に含めるべきである。 (第3回幹事会)	
			「一日の協議では、区氏関係事務賃との重複の有無等について、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	

	<u>準財政需要額の調整</u>	登項目(つつき)		
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
14	新地方公会計制度 運用経費		新地方公会計制度運用経費について、公会計システム運用 経費を追加算定するとともに、財務書類作成委託料の算定 を充実する。 (第1回幹事会)	
		するにあたり、予算を用いた標準区設定では妥当性に欠け	新規の事業ではなく、財務書類の作成方法が変更されることに伴う見直しであり、現在の事業規模を踏まえた予算編成を行っていることから、標準区経費の根拠として十分に足りうると考える。また、公会計システム運用経費については、財務会計システムでの運用を行っている区の経費は含めておらず、個別の算定が可能であると考える。 (第3回幹事会)	
			今回の協議では残念ながら合意には至らなかったが、各区の実態が明らかになった段階で、改めて検討する課題として整理する。 (第4回幹事会)	
15	公金取扱手数料	平成30年度から、公金取扱手数料が改定されることに伴い、現行算定を見直すものであることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)		公金取扱手数料について、算定内容(役務費)を見直す。
16	監査委員費		監査委員費について、一部固定費を導入するとともに、経 費全体を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。

<u> </u>	<u>準財政需要額の調整</u>			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	監査委員費(つづき)	まえた上で設定すべきと考える。 また、委託料に関しては、監査委員に係る事務量等への影	非常勤監査委員数は全区で3人となっており、財調において適切に算定するためには固定・比例の設定を改める必要があると考える。また、委託料は工事監査委託に係る経費であり、高度な専門的能力を要する分野の監査を外部委託するものである。このことから工事監査を外部委託したとしても監査委員に係る事務量等に影響はないと考える。 (第3回幹事会)	
			特別区の実態を踏まえれば、監査委員報酬に係る算定方法を見直し、工事監査委託に係る経費を標準区経費として算定すべきという考えに変わりはないが、今回の協議で合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	
17		保険料の設定方法や特別区の実態を踏まえて現行算定を見直すものであることから、区案に沿って整理する。なお、次年度以降についても引き続き、毎年度の負担金の予定額をもとにメンテナンスを行うことが適当であると考えるが、この点について区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)		
			次年度以降、毎年度の負担金の予定額によりメンテナンスを行うことについて異論はない。 (第3回幹事会)	

至	基準財政需要額の調整項目(つつさ)					
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果		
18	全国市長会負担金	特別区の実態を踏まえた算定であり、概ね妥当と考えるが、標準区経費の設定にあたり、これまでの算定方法等を踏まえた精査が必要と考えるが、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	全国市長会負担金について、負担金の見直しを踏まえ、算 定を縮減する。 (第1回幹事会)	全国市長会負担金について、算定内容(経費 全体)を見直す。		
		区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準となっていることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)			
19	全国市議会議長会 負担金	が、標準区経費の設定にあたり、これまでの算定方法等を 踏まえた精査が必要と考えるが、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	全国市議会議長会負担 金について、算定内容 (経費全体) を見直 す。		
		区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準となっていることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	都側の意見を踏まえ、算定開始時の設定方法に合わせて、 改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)			
20	職員被服貸与費	特別区の実態に合わせて現行算定を見直すものであることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	職員被服貸与費について、特別区の貸与基準等の見直しを 踏まえ、算定を縮減する。 (第1回幹事会)	職員被服貸与費につい て、算定内容(経費全 体)を見直す。		

基	<u>「準財政需要額の調整項目(つづき)</u>					
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果		
21	等事務費	区側提案によると、例えば、報酬と委託料についてみると、いずれかが計上されている区、両方が計上されている区、いずれも計上されていない区など、各区によって内容が異なっている。この内容をもとに、標準区経費を設定することはできないと考える。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	次年度以降、引き続き 検討する課題として整 理する。		
			ることからも、財調算定すべき事業と考える。経費の設定 についても、特別区の実態を踏まえて精査しており、合理 的かつ妥当な水準であると考える。			
			今回の協議では、残念ながら合意には至らなかったが、本事業は平成25年度に移譲された事務であることから、今後、各区の事務の進展状況を踏まえて改めて整理し、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。 (第4回幹事会)			
22	敬老事業費	の有無について各区が財政状況や住民ニーズなどを踏まえて、政策的判断により行っているものであると考える。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。		
		していることのみをもって設定すべきものではなく、第2回	全区で実施している普遍的な事業であり、今後も高齢者の増加が見込まれることから、経費の増大が見込まれる。特別区の実態を踏まえ標準区の設定を行ったものであり、他の財調算定されている事業と何ら異なるものではないと考える。 (第3回幹事会)			

	<u>準財政需要額の調査</u>		T	
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	敬老事業費 (つづき)		特別区の実態を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	
23	介護人材確保・定 着支援事業費	ることが伺われ、今回の提案内容から標準区経費を設定することはできないと考える。 (第2回幹事会)	包括算定とする。 (第1回幹事会)	検討する課題として整 理する。
			(第3回幹事会)	
			今回の協議では、残念ながら合意には至らなかったが、本事業は今後の需要の増加も見込まれることから、次年度以降、各区の実施状況を踏まえ、引き続き検討する課題として整理する。 (第4回幹事会)	
24	児童日常生活用具	区側提案は、国庫補助事業の対象経費を基準財政需要額に 算入するというものであるが、標準区経費の設定方法につ いては、精査が必要であると考える。 (第2回幹事会)		小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業 費について、新規に算 定する。

	干別以而女領の例立			1724.41
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		区側修正案は妥当であると考えられることから、区側の修 正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	都側の意見を踏まえ、経費の設定方法について見直し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
25	定期利用保育補助 事業費	単独で実施している事業も含まれているが、標準区経費と	パートタイム勤務や育児短時間勤務等の保護者の多様な就 労形態と保育需要に対応することを目的として、保育所等 において児童を定期的に保育する事業に係る経費につい て、新規に算定する。 (第1回幹事会)	費について、新規に算
		区側修正案は合理的かつ妥当な水準であると考えられることから、区側の修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	区側としては、本来、各区が単独で実施している事業も含めた実態に基づく算定とすべきと考えるが、今回は都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	

28 割の外条件施設等 (栄養・食物・生物・生物・生物・生物・生物・生物・生物・生物・生物・生物・生物・生物・生物	 :準財政需要額の調整	<u> </u>		
保護者負担経験事 貴信合告り上げ支援事業費 一たとよりであるが、呼年度の名質をもとに標 貴にない。といいでは、都にその都度自 をと、昨年度の区側接索は、平成28年度の予算をもとに標 一力で、特健児童対策が変勢の課題であり、特別区におい でも更なる取組が必要な状況にあることから、都区財政調 をにおいては、標準的か需要ではなく、臨時的な需要としての値においては、ない。との考えを示した。 さらに、区側からは、「都の事業期間と合わせて」、「海に経費の水準が適正が判断ができず、臨 等的が経費として位置付け算定すべきもの、との考えを示した。 さらに、区側からは、「都の事業期間と合わせて」、「シャールのの場所を経費として位置付け算定すべきもの、との考えを示した。 も、都個としても、都区財政調整における算定として、その時点で取り得る方法を検討し、平成28年度用調をにおいて、をの時点で取り得る方法を検討し、平成28年度用調をにおいて、をの時点で取り得る方法を検討し、平成28年度用調をにおいて、の時点で取り得る方法を検討し、平成28年度用調をにおいて、の時点で取り得る方法を検討し、平成28年度用調をにおいて、ない。とを提案とした。 も、都側としても、都区財政調整における算定として、その一方で、都側は、平成28年度財職の再調整に関して、の時点で取り得る方法を検討し、平成28年度用調をにおいて、都側は、下成28年度財職の一調整において。 も、都側としても、このも等と一括して臨時的に算定するとから、区側から都側の主張の矛盾を 計画期間である5の年分の経費を一括して臨時的に算定する。 ことを提案とした。 都側としては、このように、区側提案の経質及び内容、さい、近算定する提案をしたため、区側から都側の主張の対策が対策を費」として、それまでの幹事会における自衛の考えを除ま、こ、二、事業の実験が関係が実対すが経費として、更新を必要として、それまでの幹事会における自然を対策においてと、は、の事業を一般のである。 本に沿う形で、都区財政調整における算定を検討し、提案 をしたところであるが、区側からは、「都の第言に不盾を もしたところであるが、区側からは、「有機児童解消緊急対策対象にない」との都側の主張を結まえ、全区で悪を支援している実態をもとに、改めて協業がるのである。 本に対する場合として、対する場としてはない、との実態をおとに、立めて経験を行うものである。 本に対するとして、このを確認の主ないと、とは明らかである。 本に対するとして、で成の年度と解すについては、対すないとのである。 本に対するとして、対すといいとは対するとして、対すを確認のもないととは明らかである。 本に対するとして、対するとして、対すないとして、対すないとして、対すないとしては会問題となっている特別にかますないとに、現するとは、対すないとしては、対すないとして、対すないとしては、対すないとしては、いいとは、対すないとしてはないとしては、いいとは、対すないとしては、かいとは、対すないとしては、いいとは、対すないとしては、対すないとしては、いいとは、対すないとして、対すないとしては、いいとは、対すないとしては、いいとは、対すないとしては、いいとは、対すないとしては、いいとは、対すないとしては、いいとは、対すないとしては、いいとは、対すないとしては、いいとは、対すないとしては、いいとは、ないとしては、いいとしては、いいとしては、いいとしては、いいとしては、いいとしては、いいとしては、いいとしては、いいとしては、いいとしては、いいとしては、いいとしては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	2111	都の考え方	区の考え方	協議結果
	認可外保育施設等 保護者負担軽減事 業費。 会借り上げ支 援事業費	この提案は、でからいい。 で上に何とお政と、にお政と、にお政と、にお政と、にお政と、には対するが、とので、は、でのので、特がのので、特がのので、特がのので、特がのので、特がのので、特がのので、特がのので、特がのので、特がのので、特がのので、特がので、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	過去の協議においては、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	

<u> </u>	<u> </u>			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		ては、平成29年度予算をベースにした算定となっている。 いずれの提案についても、平年度ベースの実績が確認できず、昨年度と同様、都区財政調整における標準的な需要を 検討するうえで、適正な水準かどうか、現時点で判断はできないと考える。 したがって、都側としては、平成30年度の都区財政調整についても、平成29年度と同様に、臨時的な需要として整理 することが適切と考える。	ら「各区の実態を把握できる状況にない」との主張があったため、特別区の実態を調査し、その結果をもとに提案を行うものである。 認可外保育施設等保護者負担軽減事業費については、主な対象施設である認証保育所の数が横ばいであることや、各区では保育料の一部を複数月に期限を区切って助成するという事業の実態もあることから、都補助事業が始まった平成28年11月からの実績を平年度化して提案しており、標準	
		ただ今の区側からの発言について、次回幹事会で都側の見解を述べさせていただく。 (第2回幹事会)		

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	認可外保育施設等 保護者負担軽減事 業費、保育従事職 員宿舎借り上げ支 援事業費	前回幹事会で、区側から、「都補助事業が始まった平成28年11月からの実績を平年度化して提案しており、標準的な需要を検討するに十分に足りうると考え」る、との発言があった。 繰り返しになるが、都側としては、緊急対策として事業が始まってから5か月という期間の実績では、都区財政調整における標準的な水準かどうかを判断することは難しい、と考える。あわせて、区側から、「保育従事職員宿舎借り上げ支援事業費」について、「実績が伸びており、予算ベースで提案を行った」、との発言もあったが、お話のような状況からも、平年度ベースの実績は確認し難いものと考える。都側としては、前回幹事会でも申し上げたとおり、都区財政調整においては、特別区において待機児童解消が喫緊の	都側から、「5か月という期間の実績では、都区財政調整における標準的な水準かどうかを判断することは難しい」、また、「平年度ベースの実績は確認し難い」との発言があった。これまでの幹事会で述べてきたとおり、区側提案は都補助事業の実績報告等の数値を反映しており、標準的な水準かどうか判断することは十分可能という考えに変わりはない。また、本事業が継続的に取り組むことが必要である点を考慮すれば、財調において恒常的に標準算定すべきものと考える。しかしながら、これまでの協議状況を踏まえると、今回の協議において、区側提案に沿った合意は困難であると言わざるを得ない。	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	員宿舎借り上げ支 援事業費	まず、1点目、区側から、「次年度において、1年間を通じての実績が確認できれば、臨時算定ではなく、恒常的に標準算定ができるということに」なるかどうか、との発言があった。 都区財政調整における基準財政需要額は、各特別区がに必費とされる額であり、基準財政需要額における基準財政需要額における必要とされる記当たっても、事業の内容、標準的なお見ものとされる。このため、区側の発言にあるような、「1年間を通じてと考えている。このため、区側の発言にあるような、「1年間を通じてと考えている。このため、区側の発言にあるような、「1年間を通じてと考えている。このため、区側の発言にあるような、「1年間を通じてと変にない、と考える」と考える。2点目について、区側からは、「今回も都側の主張どによるではない、と考える。2点目について、区側からは、「今回も都側の主張どにない、と考える。本にできるに大だ今の区側からの発言のとおりて、本にでは、平成30年度の配割整において経費については、平成30年度の発言があった。都側としては、平成30年度の配割をにおいては、平成30年度の発言があるとおり、「待機児童解は緊急対策対応経費ので、対象と考えるので、次回幹事会)		

	基準財政需要額の調整項目(つづき)				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
27	保育所管理運営 費・私立保育所施 設型給付費等(年	付金の算定方法として、普通交付金の算定方法に係る基準	年度途中に開所した場合及び定員拡大を実施した場合の初年度の保育所運営に係る経費について、新規に算定する。なお、平成29年度財調協議の結果を踏まえ、今回は態容補正による算定を提案する。 (第1回幹事会)	検討する課題として整	
		ど、基準財政需要額に反映しているところである。	大を行っており、平成30年度もさらなる拡大に取り組む状況が見込まれる。都も年度内に着手する保育所整備事業に対し支援を行っており、一定の基準日の数値による算定にこだわるのではなく、年度途中開所経費を適切に反映可能な態容補正により算定すべきと考える。 (第3回幹事会)		
			今回の協議で、待機児童対策の一環として取り組んでいる本事業について、都側の理解が得られなかったことは非常に残念である。次年度以降、各区が抱える保育状況を踏まえ、引き続き検討する課題として整理する。 (第4回幹事会)		

Manual			整項目(つづき)		
助成費 (データへ 及策が来のあれていることは認識している。 (第1回幹事会) にが求められていることと議議している。 (第1回幹事会) にが求められていることであるが、表示に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会) 標的な計画の策定方法が確認できないため、現時点では標準のの設定は原理を考える。 (第2回幹事会) 標準区の設定は原理と考える。 (第1回幹事会) 標準区の設定は原理と考える。 (第2回幹事会) 標準区の設定は原理と考える。 (第2回幹事会) 標準区を表記料により設定している。また、その水準いたも各区の水準にはからきがあるまま・理物値をもって経 については、譲食から把握した各区の支出経費の平均値を 者が設定されており、各区の水準にはからきがあるまま・理物値をもって経 については、譲食から把握した各区の支出経費の平均値を もって設定しており、いずれも妥当なものと考える。 (第3回幹事会) すべき委託内容について整理検討したうえで改めて経済を設定すべきであり、現時点では算定すべきではないと考える。 (第4回幹事会) 場時点では算定すべきではないと考える。 (第4回幹事会) 原準区を表える。 (第1回幹事会) 原準区を表える。 (第1回幹事会) 原準区を表える。 (第1回幹事会) 医側の資料によると、施設整備経費に係る予算と決算に差 都側の意見を踏まえ、標準区経費の設定方法については、検算方法も含めて特金が必要で、 (第1回幹事会) 医側の資料によると、施設整備経費に係る予算と決算に差 都側の意見を踏まえ、標準区経費の設定方法について再検があるため、標準区経費の設定については、決算をもとに 施設整備経費に係る予算をもとに 施設整備に発音の設定に係る予算をもとに 施設整備経費に係る予算を表と、 施設整備は再編整備計画に基づき計画的に行うものであること、また特別区の実施を適切に反映させるという点から、 標準区経費は施設整備経費に係る予算をもとに設定すべきと考えが、 都側の原理を信う。 (第3回幹事会) のである こと、また特別区の実施を適切に反映させるという点から、 機準区経費は施設整備経費に係る予算をもとに設定すべきと考えが、 都側の原理を信うなが、 都側の原理を通りに戻せさせるという点が、 の、 原理の経費は施設整備経費に係る予算をもとに設定すべきと考えが、 都側の原理を信うなが、 都側の原理を信うなが、 物側の原理を信うなが、 都側の原理を信うなが、 都側の原理を信うなが、 都側の原理を信うなが、 都側の原理を信きない。 をと考えが、 都側の原理を信息を記述ないるが、 なりに関する をとまる をいう点が ない ない をと考さる が、 都側の原理を信念をとまる。 のであること、また特別区の実施を適切に反映させるという点が	No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
話によらず事業を進めている区も多い。また、委託料についても各区の水準にばらつきがあるまま平均値をもって経費が設定されており、各区における委託の内容にはばらつきがあることが想定される。そのため、標準区として実施すべき委託内容について整理検討したうえで改めて経費を設定すべきであり、現時点では算定すべきではないと考える。 (第3回幹事会) 29 宿泊所等管理運営	28	助成費(データへ	後策定予定の東京都国民健康保険運営方針の中でも計画策定が求められていることは認識している。 しかしながら、区側の示す各区の実施状況を見る限り、標準的な計画の策定方法が確認できないため、現時点では標準区の設定は困難と考える。	医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査等実施計画 の策定に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	
費 ち施設整備費部分を見直すというものであるが、標準区経 管理運営等に係る特別区の分担金について、施設整備経費 費の設定方法については、積算方法も含めて精査が必要で を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会) 区側の資料によると、施設整備経費に係る予算と決算に差 都側の意見を踏まえ、標準区経費の設定方法について再検 があるため、標準区経費の設定については、決算をもとに 討した。			託によらず事業を進めている区も多い。また、委託料についても各区の水準にばらつきがあるまま平均値をもって経費が設定されており、各区における委託の内容にもばらつきがあることが想定される。そのため、標準区として実施すべき委託内容について整理検討したうえで改めて経費を設定すべきであり、現時点では算定すべきではないと考える。	発生している委託料により設定している。また、その水準については、調査から把握した各区の支出経費の平均値をもって設定しており、いずれも妥当なものと考える。 (第3回幹事会)	
	29	費	ち施設整備費部分を見直すというものであるが、標準区経費の設定方法については、積算方法も含めて精査が必要であると考える。 (第2回幹事会) 区側の資料によると、施設整備経費に係る予算と決算に差があるため、標準区経費の設定については、決算をもとに積算することが妥当であると考える。	管理運営等に係る特別区の分担金について、施設整備経費を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会) 都側の意見を踏まえ、標準区経費の設定方法について再検討した。 施設整備は再編整備計画に基づき計画的に行うものであること、また特別区の実態を適切に反映させるという点から、標準区経費は施設整備経費に係る予算をもとに設定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。	ついて、算定内容(宿 泊所運営費等分担金) を見直す。

	準財政需要額の調整	登項目(つつさ)		
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	宿泊所等管理運営 費 (つづき)	区側修正案は妥当であると考えられることから、区側の修 正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	区側としては、当該年度の需要を算定するという財調の性質及び他の分担金も同様に予算で算定している実態を踏まえれば、当該経費も予算によることが妥当であると考える。しかしながら、このままでは合意することが難しいので、今回は決算をもとに改めて標準区経費を設定した。(第4回幹事会)	
30	時保護事業費		心身障害者緊急一時保護事業費について、法定外扶助の都型ショートステイ及び家庭保護に係る経費を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
			(第3回幹事会)	
			今回の協議では、残念ながら都区双方の見解を一致させることはできなかったが、標準区経費を見直す必要性が明確になったことから、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。 (第4回幹事会)	
31	費	区側提案は、地域生活支援事業のうち一部の事業が平成28年度に一般財源化されたことから、調査結果をもとに財調に反映させるというもので、見直しは妥当であると考えられる。 なお、標準区経費の設定方法については、精査が必要である。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	地域生活支援事業費に ついて、算定内容(扶 助費)を見直す。

	準財政需要額の調査		T	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		区側修正案は妥当であると考えられることから、区側の修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を 設定した。 (第3回幹事会)	
	利用者負担軽減補 助事業費	であるが、標準区経費の設定が据置きになっている。 今回、区側の調査結果をもとに見直すことは妥当である が、標準区経費の設定方法については、精査が必要である と考える。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	介護保険サービス利用 者負担軽減補助事業費 について、算定内容 (経費全体)を見直 す。
33	営費(公設民営委 託料)	営委託経費は、全費目共通の変動率を乗じて金額を改定している。 今回の区側提案は、保育士等の処遇改善を反映させるというものであるが、標準区における対象経費の積算方法について精査が必要であると考える。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	

	<u>準財政需要額の調整</u>	登項目(つつき)		
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
34		施設型給付費の処遇改善等加算について、標準区経費における加算率は、平成28年度財調協議において設定したものである。 待機児童解消に向けて保育所の設置が進んでおり、現在の実施状況をもとに見直すことは妥当であると考える。 処遇改善等加算 II について、区側の調査結果によると、標準区経費の設定のもとになっている施設数の集計について、処遇改善等加算 II で異なっている。この点及び標準区経費の設定方法について確認されたい。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	私立保育所施設型給付 費等について、算定内 容 (扶助費、特定財 源)を見直す。
		る施設型給付費の算定に係るもので、平成30年度の算定に 反映すべきとする区側の考えは妥当であるので、今回の区 側修正案に沿って整理する。 なお、標準区経費の設定については、今後も実施状況を把 握して、検証すべきものと考える。 (第4回幹事会)	なお、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区 経費を設定した。 (第3回幹事会)	
35	認定こども園施設 型給付費	施設型給付費の処遇改善等加算について、標準区経費における加算率は、平成28年度財調協議において設定したものである。今回、私立保育所と併せて実施状況を把握して見直すことは妥当であると考える。 処遇改善等加算IIについて、区側の調査結果によると、標準区経費の設定のもとになっている施設数の集計について、処遇改善等加算IIで異なっているが、この点について確認されたい。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	【態容補正】私立認定 こども園施設型給付費 について、算定内容 (扶助費、特定財源) を見直す。
		調査結果については区側からの説明により確認したが、この結果をもとにした標準区経費の設定方法について、再度確認されたい。 (第3回幹事会)		

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【態容補正】私立 認定こども園施設 型給付費 (つづき)		都側の意見を踏まえ、数値を精査した上で、改めて標準区 経費を設定した。 (第4回幹事会)	协

		整項目(つづき)		
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
36	所等)		市部の実態を比較検証した結果、特別区の利用者負担の水準が都内市部と同水準であることが確認できたことから、特別区における利用者負担の水準は標準区として合理的かつ妥当な水準であり、特別区の実態を適切に財調に反映させるよう提案した。しかし、都側は国基準での設定が妥当であると主張し、2年続けて協議不調となった。同様に、昨年度の協議で区側から、平成28年度東京都補正予算において創設された認可外保育施設利用支援事業との	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	所等) (つづき)	都側としては、平成29年度財調協議でも申し上げたとおり、保育所等の利用者負担額については、子ども・2額に保育所等の利用者負担額については、子者負担額について、施設型給付費に係る利用者負担者の属を限度として事情を治認定保護者が利力で定める額」とされ、同法施行令において、負担の精力を開展が、国庫負担金及び部が、国庫負担金の精力を指して、各項の施設型給付税に係る標準団体が改造を設立を設立を設立を設立を設立を設立を設立を設立を設立を設立を設立を設立を設立を	同様、「都区財政調整における標準区経費の設定として、合理的かつ妥当な水準は、国の基準によるべきもの」と主張している。 しかし都は、「国の不合理な措置に対する東京都の主張」の中で、首都東京の財政需要として、「都内待機児童は、全国の3割にのぼっており、今後の保育サービスの整備が必要」とも主張している。「人口減少の抑制と日本全体の活性化に寄与するため、東京で安心して産み育てられる環境の実現が必要」と都特有の財政需要があると主張している一方、財調における利用者負担の設定については国基準が	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	所等) (つづき)	育施設利用支援事業についての発言があった。 この点についてであるが、都の認可外保育施設利用支援事業は、待機児童の解消に向けて、各区市町村の事業を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ることを目的としている。 認可外保育施設の利用者の負担軽減は、区市町村が地域の実情に応じ、議会の議論を経て実施しているため、負担軽	「地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上」を認可外保育施設利用支援事業の目的と位置付けるのであれば、同じ目的である保育所等の利用者負担の軽減も当然認められるべきと考える。その考え方に差があると主張するのであれば、どこが異なるのか説明いただきたい。(第2回幹事会)	
		ただ今の区側からの発言に対する都側の見解は、既に過去の財調協議において示しているが、次回幹事会で、改めて都側の見解を述べさせていただく。 (第2回幹事会)		

利用者負担(保育 前回、区側からは、3点について発言があった。	協議結果
所等) まず1点目、区側から「都は、『都内待機児童は、全国の3 庫負担金の精算基準として位置づけられているもので、あ 割にのぼっており、今後の保育サービスの整備が必要』と も主張し」、「『人口減少の抑制と日本全体の活性化に寄 与するため、東京で安心して産み育てられる環境の実現が 必要』と都特有の財政需要があると主張している一方、財 調における利用者負担の設定については国基準が妥当と主 張する都の姿勢は矛盾している」との発言があった。 とを鑑みれば、特別区の実態が合理的かつ妥当な水準であ	
この点について、昨年度の財調協議でも申し上げたが、都 ると考える。 区財政調整において、認可保育所、認定こども園、幼稚園 一方、都側から、「認可保育所等と認可外保育施設をその 等に係る経費は、標準的な需要として位置付け、算定を まま同列に扱う区側の考え方は、都側としては理解できない は、「待機児童解消緊急対策対応経費」として、今年度算定している。 都区財政調整の基準財政需要額に係る標準区経費は、各特別区が合理的かつ妥当な水準において標準的な行政を行うために必要とされる額とされ、個別の事情や独自の判断に扱う動きが見られる。 基づいて行われる事業まで含めるものではない。保育所等 の利用者負担額についても、これまでの都側の発言の繰り返しになるが、都区財政調整における標準区経費の設定としては、子ども・子育で支援法における施設型給付費に保験り返しになるが、都区財政調整における標準区経費の設定としては、子ども・子育で支援法における施設型給付費に保験り変しになるが、特別区の実態である利用者負担の水準る利用者負担額の定めや、地方交付税における施設型給付費の積算方法を踏まえると、国基準による設定が妥当であると考えられる。 以上の点から「都の姿勢は矛盾している」との指摘は当たらない。 (続きあり)	

No. 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
利用者負担(保育 所等) (つづき)	F1 - 2 - 2 - 2		WARRANT N

	<u>準財政需要額の調整</u>	登項日(つつさ)		
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
37	費(社会福祉費・ 老人福祉費・生活 保護費・児童福祉 費)	支払代行業務委託費は平成16年度に設定して以降、単価が据置きとなっており、単価の見直しは妥当であると考える。 あわせて、件数についても今回の調査結果により見直すとの提案であるが、標準区における設定方法については、精査が必要である。 (第2回幹事会)	すとともに対象となる事業を整理し、算定を改善する。 (第1回幹事会)	障害者自立支援給入事者自立支援給入間等、者自福祉生算とので、有限ので、有限ので、行すので、一個のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
		区側修正案は妥当であると考えられることから、区側の修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	援給付等の支払代行業務委託費の件数に、他の事業区分に 係る件数を含めるとともに、改めて標準区における件数を 設定した。 (第3回幹事会)	
38	育推進計画策定経 費	健康増進計画と食育推進計画というそれぞれ別の根拠を持つ計画を一体として策定することとしているが、この両者を一体として策定することが妥当と言えるのか、区側の見解を伺う。また、各区における委託内容を整理したうえで経費を設定すべきであると考える。加えて、消耗品費については適当とは言えない経費が含まれることから内容を精査すべきであると考える。 (第2回幹事会)	食育推進計画の策定に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	進計画策定経費について、新規に算定する。
		健康増進計画と食育推進計画を一体のものとして策定することについては区側の説明に合理性があると考えるので、区案に沿って整理することに異論はない。また、経費について、区側修正案は都側の意見を踏まえ整理されており、概ね合理的であると考えることから、区側修正案に沿って整理する。(第4回幹事会)	的とし、施策としても密接に関連していること、また厚生 労働省通知「健康づくりのための食育の推進について」に おいて、食育推進計画と健康増進計画の整合性を図ること	

基	基準財政需要額の調整項目(つづき)				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
39	(自動車騒音・振				
		て整理する。 なお、区側調査結果により本事業における各区の調査地点 数が概ね同水準であることが確認できたことから、固定費 での設定については異論はない。 (第4回幹事会)	めに実施するものであるが、その測定地点数は必ずしも道路延長や道路面積に比例するものではなく、騒音・振動の発生レベルの高い幹線道路を中心に各区とも概ね10箇所前後で測定していることから、固定費による設定は妥当なものと考える。 なお、標準区経費の設定については、都側の意見を踏まえ、改めて数値を精査した。 (第3回幹事会)		
40	費(アライグマ・ハクビシン対策)	区案では、本事業は「東京都区市町村との連携による地域間協力活性化事業(外来種の積極的防除事業)」を活用することが前提となっている。この補助を受けるにあたっ同では「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に成32年度することが必要であるが、当該計画の計画期間は平成32年度末まであることから、平成32年度までの時限的な算度末まである。と考える。また、区案の経費を確認したところ各区間で単価や規模の北ように見受けられる。各区の委託内容を精査したうえで、北ように見受けられる。各区の委託内容を精査したうえで、と費を設定すべきと考える。加えの生息数と人口との相関性は無いものと考える。これらのことを整理したうえで、改めて標準区を設定すべきののことを整理したうえで、改めて標準区を設定すべきであると考える。(第2回幹事会)	(第1回幹事会)	アライグマ・ハクビシン対策について、新規に算定する。 なお、平成32年度までの算定とする。	

	基準財政需要額の調整項目(つつき) 				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
	費(アライグマ・ ハクビシン対策) (つづき)	特別区全体で取組む必要性が低下、もしくは失われると考えることによるものである。 そのことを踏まえ、平成33年度財調協議において本事業の 算定継続の可否について改めて検討することを前提とした	のことであるが、本案は施策の普遍性を考慮の上、特別区の実態を踏まえて設定したものであり、都補助制度を活用することを前提としているものではない。したがって、平成32年度財調までの時限的な算定とする必要はないものと考える。しかしながら、都の防除実施計画終了後の特別区の実態の変化を反映することも必要であることから、平成33年度財調協議において本事業の算定継続の可否について改めて検討することを前提に、平成32年度財調までの時限的な算定		
41	健康相談事業費		(第1回幹事会)		

	基準財政需要額の調整項目(つつき)				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
	健康相談事業費 (つづき)	しかしながら第2回幹事会でも主張したように、標準区での健康診査の実施形態や、健康診査対象者の範囲及び実施回数について、単に決算額を満たすよう設定するのではなく、特別区において合理的かつ普遍的な事業とはどのような内容、規模なのかという観点で設定するべきである。そのような観点により標準区が設定されているのであれば、本事業における算定を否定するものではない。(第4回幹事会)	えた妥当な水準の設定になっていると考える。 本事業については、19区で実施する普遍性のある事業であること、また厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム」の中でも、「特定健診・特定保健指導の対象となる以前に健診を行い、生活習慣の改善が特に必要と認められる者に対して保健指導を実施することは、特定保健指導対象者を減少させる上で有効であると考えられる」とされ		
			今回の協議では、残念ながら都区双方の見解を一致させることはできなかったが、標準区経費の設定方法が課題であり、その具体的な内容も明確になったことから、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。 (第4回幹事会)		
42	予防接種費(事務 経費)	病の別はなく、また当該要領から見る予防接種における事	(第1回幹事会)	定内容(経費全体)を	

	<u>準財政需要額の調整項目(つつき)</u>					
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果		
	予防接種費(事務 経費) (つづき)	区側修正案は、都側の意見を踏まえ、標準区の実施体制等 について概ね合理的なものとなっていると考えられること から、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	都側の意見を踏まえ、改めて算定内容を精査し、「予診票等の印刷と封入封緘は委託し、発送は区が直接行う」ことを標準区の実施体制として整理するとともに、一部固定費による設定に見直した。 (第3回幹事会)			
43	予防接種費(接種 率等)	ものがあるが、標準区の考え方からすると100%を超える需	(第1回幹事会)	定内容(委託料)を見		
		合理的であると考えることから、区側修正案に沿って整理する。				
			(刈ュ四代主文)			

	<u>は</u> 準財政需要額の調整項目(つつき)				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
44	自殺防止対策事業費		自殺防止対策事業費について、東京都地域自殺対策強化補助事業補助金の対象事業や補助率の見直しを踏まえ、算定を改善する。 (第1回幹事会)		
		ついて整理され、概ね合理的なものとなっていると考えら	都側の意見を踏まえ、標準的な実施事業として「人材養成事業」、「普及啓発事業」及び「若年層対策事業」の3事業を設定した。その上で数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。なお、平成31年度財調以降の標準区経費については、今回設定した3事業の直近の都補助実績に基づく設定とすることが適当であると考えるが、都側の見解を伺う。(第3回幹事会)		
45	性感染症対策費	区案は各区の実態に基づき整理されており、妥当であることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)		性感染症対策費について、算定内容(経費全体)を見直す。	
46	環境衛生費(水質検査)	区案は各区の実態に基づき整理されており、妥当であることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	- 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	水質検査について、算 定内容(委託料)を見 直す。	
47	精神保健対策費	両事業の統合については、事業の内容及び各区の実態からみて妥当なものと考えられることから、区案のとおり整理する。 なお経費についてであるが、各区間の数値にばらつきがあるまま設定されており妥当とは言えない。標準的な事業内容について整理検討したうえで改めて設定すべきである。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	精神保健対策費について、算定内容(経費全体)を見直す。	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえ整理されており、概ね合理的であると考えることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)			

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
48	清掃費の見直し	ルの改定」及び、前回の見直しを行った平成27年度財調協議と同様の手法により、乖離の見られる各項目について見直しを行ったとのことである。また、近年各区で実施の進んでいる「ピックアップ回収」による資源量などを新たに勘案されたとのことである。こうしたことから、提案内容については、見直し項目が多岐にわたるため、内容を精査の上、次回以降、都側の見解を述べさせていただく。 (第1回幹事会)		

基华别以	基準財政需要額の調整項目(つづき)				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
清 (清 (つ () () () () () () () () ()	38)	る。この数年のごみ量の減少傾向を反映し設定された標準区では、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	次に、2点目の「3年ごとを基本とする見直し方法」についてであるが、都側の発言にもあったように、前回の見直しからの3年で特別区の人口は増加している一方で、ごみ量は減少していることから、今回の見直しで標準区ごみ量は現行の設定から6.8%も減少する見込みである。しかし、今回の区側提案においては、収集運搬モデルの改定で清掃車両は1台の減少にとどまり、清掃費全体の見直し影響額は約14億円の充実となっている。算定充実の提案となった主な要因は、リサイクル関連経費の増加と手数料収入等の歳入の減少にあると分析しており、単にごみ量を更新していくだけでは特別区の実態を踏まえた適切な財調算定はできないものと考える。区側としては、3年ごとの見直しを基本としながら、平成28、29年度財調協議で、「粗大ごみの処理手数料及び収集運搬委託料」、「最終処分委託料」、「廃棄物処理手数料」及び「産業医報酬・職員健康管理委託料」の見直しを提案しており、機を逸することなく適宜・適切に見直しを図っているものと認識している。(第2回幹事会)		

No.	項目	####################################	区の考え方	協議結果
清	掃費の見直し(つづき)	今回の見直しにおいて、平成29年10月1日に各区で改定された廃棄物処理手数料を踏まえ、その実態が反映された。しかしながら、廃棄物処理手数料原価とに差額が生じて、依然として、処理原価と手数料原価とに差額が生じている。 従然として、処理原価と手数料原価とに差額が生じている。 従前から申し上げているように、都としては事業系本の処理に係る経費は、自己責任処理の原則に立ちいる。 処理に係る経費は、自己責任処理の原則に立ちいる。 続いて「3年ごとを基本とする見直し方法」について下のである。 たの第2回財調幹事会における区側からの発言にもある。 先日の第2回財調幹事会における区側からの発言にもある。 先日の第2回財調幹事会における区側からの発言にもある。 たい、平成28、29年度財調協議で「粗大ごみの実施の地をが、平成28、29年度財調協議で「担大ごみの実施を踏まるで、正をでは特別区の見解もあるとをではできない。」と区側の見解もあった。 「単にごみ量を更新していくだけでは特別区の実態をあった。 「単にごみ」と区側の見解もあった。 「単にごみ」と区側の見解もあった。 では、世にごみに、が増しているという実態については、都側も認識しているという実態については、都側も認識しているといるによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	ごみ量は、標準区でみ量として収集運搬で開業機大会に用いられ、収集作業及び自動車運転の職員数や清にに用いる記憶をであることを表えている。したの算出に影響することであると考えている。しかし、職員や作業をであると考えている。と考えている。とのであるとにをであるとでであるとでであるとでであるととが正要でであるととが正要でであるととが正要でであるととが正要でである。このことがでであるとでである。このことででである。このことが、今回のは活果となったが、仮に単にごみ量だけをしているの、清掃するにである。また、ごみ量が減少しているのである。また、ごみ量があり、するとのである。また、ごみ量があり、のであり、が大きの見していることがあり、が大きの見していることがあり、単にごみ量を毎年度見直すだけでといるのである。とからのは、中のである。ことが多り、単にごみ量を毎年度見直すだけでといる。とからのことが不可欠である。これまでどおり3年とから、「大きでは、これらのことが表現している。」であるとから、「大きでは、これらのことが表現している。」であると、「大きでは、ことが必要しては、ことが必要しては、ことが必要しては、ことが必要しては、ことが必要しては、ことが必要しては、ことが必要しては、ことが必要している。(第3回幹事会)	防· 政府 不

	準財政需要額の調整	登垻日(つつき)		
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
49	費	公衆浴場助成事業費については、平成27年度財調協議において区側から提案があり、公衆浴場の箇所数と合わせて経費単価の見直しを行ったところである。都福祉保健局の資料によると、それ以降も区部において毎年20か所程度の浴場数が減少している。今回の区側提案について、なぜ提案するのか。現状、問題点、区の実態等を踏まえ、提案意図・趣旨を確認したい。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	次年度以降、引き続き 検討する課題として整 理する。
		浴場の老朽化による施設整備経費や燃料費高騰の影響による助成経費が増加したことは確認できた。 しかしながら、老朽化対応、バリアフリー化・省エネ対策 等の経費は突発的な要素も強く、年度間でのばらつきもあ	各区の実態から公衆浴場に対する助成費は、拡充されていることも確認できた。 この状況は、平成27年度財調協議時と同様であり、今回見直しの必要性を確認し、当時と同様の手法により、標準区経費を設定したものである。	
			特別区の実態を踏まえれば、公衆浴場数及び助成単価を見直すべきという考えに変わりはない。今回の協議では、都区双方の見解を一致させることができなかったが、都側から標準区経費の設定にあたっての課題が示されたことから、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。(第4回幹事会)	

	<u>準財政需要額の調整項目(つづき)</u>					
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果		
		工業振興費助成については、平成21年度財調協議において区側から提案があった。 区側の実態を踏まえ、標準区において核となる事業を整理した上で、ひとつひとつの事業について、内容を十分に把握し、検討した結果、新規算定したものである。今回の区側提案について、なぜ提案するのか。 現状、問題点、区の実態等を踏まえ、提案意図・趣旨を確認したい。 (第2回幹事会)	全体を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。		
		そのため、区ごとで行われている事業について、一つひとつ実施目的・内容・計上されている経費の精査・分析、傾向の把握などを十分に行う必要がある。 その上で、継続事業も含め改めて標準区において核となる	において継続して実施されており、経費については増加していることが確認できた。また、財調では算定されていないが、特別区の産業を活性化すべく、区内の優秀技術者を表彰するなど、地域企業力向上のための事業を広く行っていることも確認できた。これらを踏まえ、算定されている3本の柱立てを充実するとともに、新たな柱立てを追加する提案を行ったものである。 (第3回幹事会)			
			今回の協議では、包括算定されている柱立ての見直しについて、都区の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)			
51	緑化の推進に関す	区側提案は、各区が緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を策定している状況と、現在、財調において未算定であることを理由に新規算定を提案している。本計画について、都市緑地法上、基礎自治体に計画策定の義務はなく、また当該経費を地方交付税においても算定されていない状況の中、財調における標準的な需要と考える区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	及び緑化の推進に関する基本計画の策定に係る経費を、新 規に算定する。 (第1回幹事会)			

<u> </u>	基準財政需要額の調整項目(つづき)				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
	(緑地の保全及び	緑の保全・創出などを目標に掲げ、都と区市町合同で策定している。また、「みどりの新戦略ガイドライン」では、 区部のみどり率2割増を目標の一つに掲げており、都民や民	として全区で策定されているものである。また、法に明記されているとおり、「緑地の保全及び緑化の推進」に資するべく、統一的な考え方により策定されているものであり、都の「都市計画公園・緑地の整備方針」などの考え方を踏まえた内容のものと考えている。以上のことから、標準的な需要として妥当と考える。 (第3回幹事会)		
			都側修正案は、概ね合理的かつ妥当な水準と考えることから、都側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)		
52	道路占用料	特別区の実態を踏まえ、平成28年度財調協議と同様の方法を用いた見直しであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。 (第3回幹事会)		道路占用料 (特定財源) について、算定を 見直す。	
53			公園占用料について、特別区における平成28年4月の改定を 踏まえ、算定を改善するとともに、公園使用料についても 算定を改善する。 (第1回幹事会)		

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	料 (つづき)	798,700㎡増加している一方で、決算額の合計が約5,900万	た平成28年度財調協議と同様の考え方で整理したものである。また、河川敷公園の使用料、占用料についても、一般公園と同様の考え方で標準区経費を改善している。以上のことから、今回の見直しは妥当なものと考える。 (第3回幹事会)	

	基準財政需要額の調整項目(つつさ)					
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果		
54			平成29年度財調協議において都側から提案のあった「道路			
			改良における特別区債の見直し」については、都区の見解			
	【態容補正】道		. 9 - 7 1 17 - 9 1 1 - 9	を含め算定を廃止す		
			これを踏まえ、今回、区側で「道路・橋りょうの新設及び			
	設及び拡幅等の特		拡幅等にかかる態容補正の見直し」等も含め、一体的に検			
		は「事業費から実際の特別区債発行額を特定財源として差		りょうの新設及び拡幅		
	償還金の見直し		今回の提案は、特別区の実態を踏まえ見直しを行うもので			
			あり、具体的には、まず道路改良における特別区債の算定			
			については、特別区でほぼ実績が無いことから、その元利	て整理する。		
		しかし、今まで特別区債及びその元利償還金を本態容補正				
			次に、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補			
			正」において、加算額を算出するにあたり、事業費から実			
		考える。	際の特別区債発行額を特定財源として差し引き、さらに、			
			その元利償還金について「その他諸費」の「公債元利償還			
		補正は、特別区都市計画交付金の対象とならない道路事業				
			加えて、態容補正の加算額を算出するにあたり、事業費に			
		21.1.	乗じられている係数「3/4」について、根拠が不明確である			
		一方、都市計画交付金の対象となる事業認可を得て行う都				
			いずれも、特別区の実態や平成29年度財調協議で明らかに			
			なった課題等を踏まえ整理した内容となっており、今回提			
		おいて算定しており、需要の「4/4」が算定されている。				
		都市計画事業は、都市計画法に基づき、都市の健全な発展				
		と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共				
		の福祉の増進に寄与することを目的に行われる事業であ				
		り、都市計画に定められていない事業とは、当然その性格				
		を異にするものである。				
		したがって、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる				
		態容補正」において、加算額を算出するにあたり「3/4」を				
		事業費に乗じることは、妥当と考える。				
		(第1回幹事会)				

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別区債(道路改良)の見直し、 【態容補正】道 路・ボ拡幅りようの特別区債、公債 別区債、の見直し (つづき)	まず、「道路改良」における特別区債及びその元利償還金を廃止するという点については、区側から「道路改良については、特別区でほぼ実績がありたことから、その元利償還金を含め廃止」すると提案があったことから、実態を踏まえて見直すことに異論があとし上げた。次に、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容相正しにおける特別区債及びその元利償還金を新設するを決に、「道路・橋りようの新設及び拡幅等にかかる態容補正は、特別区債及びその元利償還金をが設定に含めない内容で現在まで算定してきたと以上ではる場であれば、「道路・橋りようの表記をが上たするのであれば、「道路・橋りようが起債している態容補正」において、その多くが起債している態容補正」において、を分析した上で、新たに設定することの必要性を提示していくことが必要と考える。	「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正の見直し」について、都側からは「特別区の起債の状況に変化が見られない以上、算定方法を改める必要はない」との発言があった。「特別区の起債の状況に変化が見られない」のは、新設・拡幅だけでなく、道路と同様である。区としては、あくまでも実態と算定に乖離が生じているとしては、あくまでも実態と第定に乖離が生じの必要性について差異は無いと考える。「道路・値りの人類を付う。できれて、改めて都側の見解を何う。次に、動事業との差別間の見解を何う。次に、動事業との差別間の見解を同う。次に、動事業との差別について、都側から、都市計画事業との考えための保数である旨の必要性が無い。区の一般財源負担を「あるぞきに、があるとしては、関連に対して、対源保障制度である財調の見解を何う。(第2回幹事会)	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	良)の見直し、 【態容補正】道 路・橋りょうの新 設及び拡幅等の特 別区債、公債元利	行しており、それが本態容補正で対象としている案件のうちどのぐらいの割合を占めているのか説明を求める。次に、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」において事業費に乗じている「3/4」という係数について、本態容補正は、都市計画交付金の対象にならない道路事業を対象にしており、各区がそれぞれの政策的判断に基づき、その時々の状況や事情を踏まえて行われる事業にある。他方、都市計画に基づく道路事業は、都市計画にあめられた道路について、計画の見直しがなされない限りいずれは、事業化されるものであり、需要の「4/4」が算定されている。したがって、両者の違いは明白であり、需要の算	正の見直し」について、都側から「多くが起債している実態等を分析した上で、新たに設定することの必要性を提示していくことが必要」との発言があった。そもそも態容補正は、区ごとに異なる状況を調整するものと認識している、特別区債の発行も同様であり、全区が統一的に実施しているものではない。今回の提案は、道路改良よりも道路・橋りょうの新設及び拡幅等に実際に多くの起債を発行している区の状況を鑑み、より実態に見合った算定となるよう態容補正を改善するものであって、他事業との整合を	

No.	年別 以而安領の 調査 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	良)の見直し、 【態容補正】道 路・橋りょうの新設及債、 一部では「一部では、 の見直し」(でいる)	かる態容補正の見直し」について、第1回幹事会において、 区側から「特別区の実態を踏まえ見直しを行う」との発言 があり、加えて、第2回幹事会では、「実態と算定に乖離が 生じているため算定を見直す」旨の発言があった。さら に、第3回幹事会では、区側から「道路改良よりも道路で りょうの新設及び拡幅等に実際に多くの起債を発行しようの る区の状況を鑑み、より実態に見合った算定となる前 る区の状況を鑑み、より実態に見合ったり、 る区の状況を鑑み、より実態を伺ったところ、 る区の状況を鑑み、より実態を伺ったところ。 海神正を改善するもの」との発言があったため、 海去3 か年の実績が3区7件という回答であり、区側も認まままで、 本態容補正の対象件数から見ても、起債の実績 に、本態容補正を見直す必要はないものと考える。 また、本態容補正に乗じる係数「3/4」については、前回の 幹事会でも述べているとおり、都としては、現行算定は 当であると考える。 (第4回幹事会)	次に、態容補正にかかる係数「3/4」について、都側から、本態容補正の対象は、各区がそれぞれの政策的判断に基づき行われる事業である旨、見解が示された。繰り返しとなるが、区側としては、そもそも態容補正は、区ごとに異なる状況を調整するものであり、本態容補正においても「政策的判断に基づき行われる事業」との理由により、加算額を割り落とすことは妥当ではないと考える。 (第4回幹事会)	
55	学校運営費(IC T支援委託)	本経費はICT機器の機能を活用するという点において、ICT機器整備と不可分の経費である。その点で、平成29年度財調協議で「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」を根拠に提案のあった電子黒板・実物投影機整備経費と同時に提案のなかったことの整合性について、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	次年度以降、引き続き 検討する課題として整 理する。

<u> </u>	5年財政需要額の調整項目(つつさ) 			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	学校運営費(IC T支援委託) (つづき)	計画に基づくものと考えられることから、ICT支援に係る平成30年度以降の見通しは不透明であり、現時点においては基準財政需要額に算定すべきではないと考える。	備経費と同時に提案のなかったことの整合性だが、当該経費は「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」に基づくICT機器の機能活用のみを目的とするものでなく、デジタル教材の作成支援をはじめ、学校教育におけるICT活用の充実に向けた幅広い業務を担うものであり、都側から同時提案を求められることに合理性はない。また、基準財政需要額は、当該年度のあるではない。また、基準財政需要額は、当該年度のあるでき需要を適切に算定すべきものであり、提案の時期が当該経費の高級当性に影響するものではない。ICT支援については、地方交付税の対象とされてあることから、区市町村が等しく行うべきすでしまずであることが、期学習指導要領においる。国の計画や指針に基づき地方交付税で措置される経費であることや、特別区における実施実態を鑑みれば、当然に財調算定すべきものと考える。(第3回幹事会)	
			I C T 支援が「教育の I T化に向けた環境整備4か年計画」のみに基づくものではないといった区側の主張が受け入れられず、当該計画の計画期間をもとに算定を否定されたことは非常に残念である。今回の協議で合意に至ることは困難であることから、国の次期計画や地方交付税措置の状況等を踏まえ、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。(第4回幹事会)	

基	<u>隼財政需要額の調整項目(つづき)</u>				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
56	【小·中学校費】 学校運営協議会等 経費	であって、類似の会議体や学校評議員制度ではない。包括	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、 学校運営協議会の設置が努力義務化されたことから、学校 運営協議会に係る経費と、関連する学校評議員に係る経費 について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	検討する課題として整	
		学校運営のあるべき姿とされたのは類似型の学校運営協議会や学校評議員ではなく、学校運営協議会のみである。 学校運営協議会を導入している区の実績は8区のみであり、	標準区経費の設定にあたり、類似型の学校運営協議会や学校評議員を含めた趣旨は、それぞれの仕組みが学校運営協議会制度の目指す「地域とともにある学校」の実現に資するものと認識しているからである。とりわけ、類似型の学校運営協議会については、国が法定の学校運営協議会に移行する過渡的な姿と位置づけており、都においても、平成29年度から「東京都型コミュニティ・スクール導入等促進事業」として、導入が推進されているところである。こうした関連する仕組みを含めた標準区経費の設定は、「地域とともにある学校」の実現に向けた各区の取組を適切に反映するものと考える。包括した経費ではあるべき需要として不明確とする都側の短に及映するものと考える。包括した経費ではあるべき需要として不明確とする都側の超旨は、法定の学校運営協議会のみがあるべき需要に相当するといった認識なのか、改めて都側の見解を伺う。(第3回幹事会)		
			今回の協議で、本事業のあるべき需要について都側の理解が得られなかったことは非常に残念である。今後、各区における学校運営協議会の導入状況などを踏まえ、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。 (第4回幹事会)		
57	員会等経費	区側提案は平成28年度財調協議の結果を踏まえて、内容を 見直し、提案されたもので、標準区経費として合理的かつ 妥当な水準になっていることから、区側提案に沿って整理 する。 (第2回幹事会)		いじめ問題対策委員会 等経費について、新規 に算定する。	

	基準財政需要額の調整項目(つつき)				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
58		本経費において、基準財政需要額のあるべき需要をどのように捉えているか不明確である。区側提案は補助金の支出、広報資料の作成等、研修会の実施の三点を挙げているが、各区で取組及び補助の対象にばらつきがある現状に照らすと、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているものと考えられ、基準財政需要額として算定するべきではない。 (第2回幹事会)	経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。	
		回、区側は各区で共通する取組をあるべき需要に設定した とのことだが、依然、支援対象や内容にばらつきがあり、 あるべき需要の設定が妥当ではないことから、さらなる精 査が必要と考える。 (第4回幹事会)	ている点からも、その必要性は明らかである。 今回の提案は、各区が地域の実情等を踏まえて取り組むPTAに対する様々な支援のうち、特別区として共通する取組をあるべき需要に設定したものである。 都側が本事業を基準財政需要額として算定すべきでないとする趣旨は、PTAに対する支援は自主財源により対応すべき事業といった認識なのか、もしくは財調算定を否定するものではないがあるべき需要の設定が妥当ではないといった認識なのか、この点について伺う。 (第3回幹事会)		
			今回の協議で、本事業のあるべき需要について、都区の認識を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)		

	<u>準財政需要額の調整項目(つづき)</u>				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
59	私立幼稚園協会補 助事業費	補助実態は各区で共通しているものの、何をあるべき需要と捉えるか不明確である。本事業は、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているものと考えられ、基準財政需要額として算定するべきではない。 (第2回幹事会)	私立幼稚園協会補助事業に係る経費について、新規に算定		
		長年、幼稚園協会へ補助を実施している実態や事業規模のみを理由に基準財政需要額として算定するものではなく、補助の内容があるべき需要を満たし、かつ、普遍性が存在するかなど、さらなる精査が必要と考える。 (第4回幹事会)	教育研究活動や広報活動などへの助成を通じ、私立幼稚園		
			今回の協議で、本事業のあるべき需要について、都区の認識を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)		
60		り、本事業は各区の保育料に対する単独加算額に大きな幅があること、補助対象者に対して所得制限を設定しない区が大半を占めていることから、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているもの、との考え方から基準財政需要額として算定するべきではない。「TOKYO子育て応援幼稚園」事業と本事業の趣旨が合致すると仮定しても、それは必要性のみの議論であって、	財調協議でも申し上げているが、年々格差が拡がる区立幼稚園等との負担格差軽減を図るとともに、保護者が選択できる保育サービスの裾野を広げる上で、特別区における喫緊の課題である待機児童解消に資するものであると考えて	目として整理する。	

	基準財政需要額の調整項目(つづき)				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
	者負担軽減事業費	要因を踏まえ、地域の実情に応じて事業を実施している。	「人口減少の抑制と日本全体の活性化に寄与するため、東		
61	音楽鑑賞教室		区側が様々な観点から事業の必要性や算定の妥当性を主張しているにもかかわらず、都側からは「各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているもの」といった見解が繰り返し示され、都区の認識を一致させることができなかったことは非常に残念である。今回の協議で合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会) 音楽鑑賞教室について、児童生徒数が経費の多寡に比例す		
			る傾向を踏まえ、一部比例費を導入するとともに、算定を 充実する。		

	基準財政需要額の調整項目(つづき)				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
	(つづき)	素養を高める点にあったと考える。児童生徒が音楽に触れる機会が増加した現在においては、財調算定された当時の趣旨があてはまるとは言えず、基準財政需要額の充実を図る理由がない。加えて、本事業が固定費で設定された趣	た内容に基づき実施されており、国の「文化芸術の振興に 関する基本的な方針」において、学校教育における文化芸 術活動の充実という柱立てがされている点からも、その必 要性は明らかであると認識している。		
62	私立幼稚園施設型給付費	施設型給付費の処遇改善等加算について、標準区経費にかかる加算率は、平成28年度財調協議により設定したものである。今回、区側の調査結果による標準区経費の見直しは妥当であることから、区側提案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	私立幼稚園施設型給付 費について、算定内容 (扶助費、特定財源) を見直す。	

	<u> 基準財政需要額の調整項目(つづき)</u>				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
	【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(建築工事)、【経常・投資】投資的経費に	現在の建築工事・土木工事単価における物騰率の算出方法は、平成29年度財調協議でも申し上げたとおり、これまでも急激な景気変動時であっても物騰率の算出方法を変更しておらず、また、財調上の物騰率が各区建築予算単価や国土交通省公共工事設計労務単価の変動率と比較して、その差も大きくないことから、見直しの必要はないと考える。平成26、27年の2か年分の急激な上昇率を踏まえて算出した工事単価は、あくまで臨時的なものであり、現行の物騰率により算出した工事単価が、各区の建築予算単価や国土交通省公共工事設計労務単価などの実態と比較して、乖離しているかどうか毎年度検証する必要があると考える。(第1回幹事会)	平成29年度財調協議では、建築工事・土木工事の工事単価について、特別区の実態との乖離が大きくなっている状況を踏まえ、区側から、各区予算単価や国土交通省・公共工事設計労務単価の上昇率を反映した工事単価となるよう改善するとともに、今後も同上昇率に基づき改定されるよう、物騰率算出方法を見直すことを提案した。	協議結果	

No	. 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(建築工事)、【経常・投資】投資的経費に	平成29年度財調協議において申し上げたとおり、急激な価格増減の影響を反映しにくい現在の建築工事・土木工事単価の物騰率算出方法は、過去の単価等の減少局面においても増減を繰り返しており、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な推計方法と考える。したがって、現在の物騰率算出方法を見直すのではなく、平成26年、27年の2か年分上昇率の反映について、あくまで臨時的な措置で対応することが妥当であると考える。(第2回幹事会)	まず、第1回幹事会において、都側から、「財調上の物騰率が、区案の変動率と比較して、その差も大きくないことから、見直しの必要はない」との発言があったが、現行の物騰率が、平成26、27年度のような短期的かつ急激な工事費の高騰を反映できていないからこそ、単価の見直しが課題	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	費に係る工事単価 の見直し(建築工 事)、【経常・投 資】投資的経費に	における標準的な需要として合理的かつ妥当なものであるか否かを、十分検証した上で、算定している。 このため、「仮に今後、数年にわたって状況の変化がなく、工事費が安定的に推移した場合」というのが、具体的にどのような状況なのかわからない中で、標準算定できる	を見直すのではなく、平成26年、27年の2か年分上昇率の反映について、あくまで臨時的な措置で対応することが妥当である」との発言があった。	

2その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
- 101	特別交付金	現行の特別交付金の割合の変と との は、下で、 では、下で、 では、下で、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	本年度の協議では、区側から2点提案する。 1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてである。 区側としては、過去の財調協議でも申し上げているが、 「各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、 算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金に よる対応を図るため、割合を2%に引き下げるべき」と考え ている。 平成29年度財調協議において普通交付金の財源不足が生 じ、自主自律的な対応を図る観点から、基準財政需要額を 圧縮する区側提案の見直しを行っている。このことから も、普通交付金の割合を引き上げる必要があると考える。 2点目は、「算定の透明性・公平性を高めること」について	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金(つづき)		そこで、現在の算定ルールにおいて、算定メニューの例示が可能と考えられる、『地方交付税における特別交付税の算定事業』、普通交付金の過去の協議において『普遍性の観点から協議不調もしくは算定廃止になった事業』、『特別交付金の3月交付分に関する東京都総務局行政部区政課の通知に記載された事業』の3つの視点に基づき、具体的なりに関するに表してのの第一とでは、各区分の算定内容を限定列挙したり、例示したメニューを例では、当時性・公平性を高める観点から、各区分で少なくとも算定れるでで、当時であるで確認することを目的としている。都区で過去に確認している現在のルールに加え、各更新でいる。第二ので、第二ので、第二ので、第二ので、第二ので、第二の幹事会)	

No. 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
特別交付金(つづき)	では、近年の特別交付金の申請状況を見てもる財政では、近年の特別交付金の申請状況を見てもる財政の5%を大きく超える規模で毎年申には、現行割合の5%を大き着実にの5%が必要であると考える。また、特別では、地の5%が必要であると第定が、は、地の5%が必要であると第定がでは、地の5%が必要であると第でのまで付金が、の5%が必要であるとの第一では、地の方のからないでは、地の方のからないでは、地の方の方では、地の方の方では、地の方の方では、地の方の方では、地の方の方でが必要であるの方では、地の方の方では、地の方の方でが必要である。とこれがある。という方では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	その上で、まず、「特別交付金の割合の引き下げ」についてである。 第1回幹事会においては、都側から『現行割合を上回る規模の申請があることを理由に現行の5%が必要』との見解が示されたが、例年申し上げているとおり、各区が割合に見合う規模の申請を行うことは当然であり、現行割合の必要性の論拠とは全くなり得ないことは明白である。	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	明日 項目 特別交付金 (つづき)	都の考え方 近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されていることから、「どのような状況になれば」ということについて、見解を述べる状況にはないと考える。また、特別交付金の算定ルールについて、区側からは、「区側の提案を一顧だにしない都側の姿勢について、明確な理由を伺う」と、都側の姿勢について問う旨の発言があった。都としては、平成30年度財調協議の場において、	平成29年度財調協議において、「算定のメニュー化が必要」という区側の主張に対して、都側から「算定ルールの見直しが必要と認識されているのであれば、まから、今で具体的な検証が必要」との見解が示されたことところ。それにもかかわらず、第1回幹事会において、具体的な規解がよいままに『算定ルールを見直す必要議に取り組みたとしたがいままに『算定ルールを見直す必要はに取り組みたとしたがいままによくそでわないもとには強力を表していただくよう、理解にさいたが、ののと協議に応じていただくよう、重ねてお願います。「特別交付金の割合の引き下げ」についてである。ため、しっかりと協議に応じていただくよう、重ねてお願いする。(第2回幹事会において、区側からは『申請状況が現行割からと第2回幹事会において、区側からは『申請状況が現行割からにはなり得ない』旨、発言したが、都側としては、りのとはにより、区側としては、単元の見直しを行ったことからも、・区側としては、どの提案の見直しを行ったことからも、・都側としては、どのといるがあると考えているが、都側としては、どのといるがあると考えているが、都側としては、どの	
		この間も再三、都の考え方を明確にお伝えしており、「一顧だにしない」との指摘は当たらない。 改めて申し上げるが、特別交付金の算定ルールについては、地方自治法施行令において、「特別交付金は、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政平分があることその他特別の東票があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」とされているなど、あらかじめ都と区とでいて交付する」とされているなど、あらかじめ都と区とないこと、例示された事項についても、現行の算定ルールもしくは「東京都総務局行政部区政課の通知」において算定対象	ような状況になれば、現行割合を変更すべきと考えているのか、見解を伺う。 次に、「算定のメニュー化」についてである。 再三申し上げているとおり、区側のアンケートの調査結果 を鑑みれば、透明性・公平性が十分に確保されていない現	

2その他関連する項目			Lt-av. (L pp
No. 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2 減収補填対策	ことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5条債を充当してもなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められるものである。 区側で行ったシミュレーションについて、都はその内容の是非を述べる立場にはないが、私どもがイメージするシミュレーションとは、各区が大幅な減収という状況に対し、それぞれ歳出削減や基金の取り崩し、起債や振興基金	ての性格を有する以上、都税であることを理由に、一般の 市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だ けが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上 問題であると考えている。 平成29年度財調協議では、区側から、具体的な対応策の構 築に向けて早急に検討を進めていくため、事務協議の場の 設置を求めたのに対して、都側は、特別区で現在どのよう	

No. 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
減収補填対策(つづき)	減収補填対策にに対してが、国に対したという問題上の問題にいてでが、国に対して側きないの問題をと考える。このため、第1回ミンのと考える。このため、第1回ミンのと考える。このため、第2回に対したとおり、私どもがイメというでも中し上げたとおり、私どもがイメというでも中し上げたとおり、私どもがイメというでも中し上では、各区が大幅な減収とは債なられては、各区が大幅な減収とは債なられても、各区が大幅な減収を表える。と前になるということを具体的に示すようなものと考える。なお、ただ今区側からに表するのはとないので、改めて平成29年度第4回幹事会で申し上げた表は、おの現で、であったので、であったので、であったので、であったので、であったので、であったので、であったので、であったので、とを含して、都側の状についた、具体的な、関題にから、関題にから、関連などのよりに、の際では、とを含して、都側の状との見直にから、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	まず、第1回幹事会において、都はその内容のと非を述べる立場にはない」との発言があった。区側としては、従来からこの問題は制度上の問題を主体的した。この発言があった。区側としては、び要はないでは、都側ではないでは、ができた。とからの見解が示さとなる。それに側のながらがである。といるの見解ができた。とからの見解がたところである。といるの思解がたところが、の世界をである。とが、「遺憾について、地域についただくよう、をでいるが、では、地域のでは、地域の、は、地域の、は、地域の、は、地域の、は、地域の、は、地域の、は、地域の、は、地域の、は、地域の、は、地域の、は、地域の、は、地域の、は、地域の、は、地域の、は、地域の、は、地域の、は、が、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	減収補填対策(つづき)		このように5条債を含めた起債の活用に限界がある中で、第1回幹事会で示したように、基金が枯渇した状況下において特別区全体で1,500億円あるいは1,400億円規模の減収という事態が起きた場合には、赤字債発行以外に採りうる手段がないケースが十分に想定しうると考える。なお、当然ながら、基金の枯渇は、各区が既に歳出削減の努力を最大限行った上で生じる事態である。それでもなお、都側がイメージするものとは異なるということであれば、より具体的に、都側が考えるシミュレーションの内容を明示していただくようにお願いする。(第2回幹事会)	

No. 項目 都の考え方	区の考え方	協議結果
減収補填対策 (つづき) これまでも申し上げているが、減収補填対策について、国に対して働きかけをしていくにも、ただ単に仕組みがないという制度上の問題だけではなく、区ごとの財政運営上のあったという自身との表した。 と考える。 私どもがイメージするシェューションとしては、大幅な減収という状況に対し、各区がそれぞれにおいて、歳出削減や基金の取り崩し、起債や振興基金の活用をショのってもなお赤字債発行をしなければならない状況になるということをしていくこと、このような整理は不可欠であると考える。 区が国に対してであると考える。 (第3回幹事会) 「第3回幹事会) 「第4位の必要などのでは、このような整理は不可欠であると考える。 (第3回幹事会)	ず、第2回幹事会において、都側から、「区側にシミューションを行うよう求めたものではない」との発言がったが、過去の協議において、都側は、「見直しの必要を議論することで、検討を進めていくことができるのでないかと考えている」とも発言している。 回、区側は、「見直しの必要性」の観点からシミュレーョンを行い、議論を求めたところであるが、「その内容是非を述べる立場にはない」という発言も含め、あたか議論を避けるかのような姿勢は、過去の発言と照らして	協議結果

No. 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3 都市計画交付金	たが、都としては、これまでも都市計画交付金の運用について、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を聞きながら、順次見直しを図ってきた。 今後とも各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などを伺うなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応していきたいと考えている。 (第1回幹事会)	従来から述べているとおり、都市計画税本来の趣旨を踏画事業の交付対象化、交付率の上限撤廃等、抜本的な見しを提案する。第1回財調協議会でも述べたが、都市計画交付金のりまでは、基準財源を圧迫しているの財源を圧迫しては早急におけるの財源を圧迫しては早急におけるの財源を圧迫しては早急にのような状況からも、大きにのおりまでで、このような状況からもは、区側としては早急にのような状況からもは大きを実都である。とは、本の財源としてはりからまれるの。このようなが、おり、その財源となるが、がの方が、ののは、とは、とののでは、をでは、本のが、ののにとないののでは、ないののにとないのでは、ないののにといることが、がの方針ともらも、明らかにされるが、1点目のでも繰らないの方がにされるが、1点目のでも繰らないの方がにされるが、1点目のでもにされるが、1点目のでももいるには、対の方がにされるが、1点目のでもには、対の方がにないたが表別にないる。と考えるが、本年8月の方が、1点目のでは、本の方には、対応には、対応には、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大き	

No. 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
都市計画交付金(つづき)	画事業の実施状況や意向等を聞きながら、都市計画交付金の運用について、対象事業の見直し等を行ってきた。各区から企画・構想段階の事業について相談を受けることも多く、そうした相談の内容を踏まえながら、適切に見直しを行っている。 また、「都市計画事業の検証を行うために必要な情報の提	そこで、まず1点目の「都市計画交付金の抜本的な見直し」 について再度伺う。 都側は「各区から直接、意見や課題などを伺う」と発言さ れたが、23区全体の意思である本提案について、協議にす	
	画交付金については、これまでも、各区から個別に都市計画事業の実施状況や意向等を聞きながら、対象事業の見直し等を図っており、適切に対応しているものと認識している。 また、「都市計画事業の検証を行うために必要な情報の提示」について、「財調協議の場での検証」ということでなければ、都側から、この財調協議の場で見解を申し上げる必要はないと考えている。 (第3回幹事会)	第1回財調協議会においても区側から申し上げているが、都側としての見解をしっかりと示していただくよう、改めてお願いする。 以上を踏まえ2点伺う。	

4 児童相談所関連経費	No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
(続きあり)		児童相談所関連経	平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区も「児童相談所を設置する市」として政令指定を受けることが可能になったことは承知しているが、改正後においても都道業務については引き続き児童相談所の設置及び運営に係る業務が義務付けられている。このため、従来行われてきた、清掃事業や保健所に係る事務における都区の役割分担の変更と、同様のものとは考えていない。次に、特別交付金における取扱いについてだが、特別交付金とは、地方自治法施行令で、普通交付金の額の集定は、地方自治法施行令で、当政政事情があるととその他特別の事情があるととをの表に生じた災害等のための特別の事情があるとと定められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められている。特別交付金は、法令の規定に基づき都と区で合意した童れている。特別交付金は、法令の規定に基づきから、お話の別交付金は、法令の規定に基づきから、に第1回幹事会)	平成28年5月の児童福祉法改正により、平成29年4月以とが可能となった。それを受け、現在、設定の事務の開設を不得望する22区移行をいて、児童相談所を受け、及びとなった。それを受け、及びおりの関連を通過である。ところでも進端がある。ところでもところでもところである。ところでは、特別ないにのがして、都の見解を連続のである。とは、おりり、は、おりり、は、市町村分のは、市町村分のは、地方のは、市町村分に移った。とが、地方のは、市町村分に移ったが、都の見解ででは、地方では、地方のの場ででは、地方のの場ででは、地方のの場ででは、地方のの場ででは、地方のの場ででは、地方のの場では、ある。も、り、は、市町村分のの場ででは、地方のの場では、ある。は、市町村分のの場ででは、地方のの場では、大方のの地方がでは、大方のの地方がでは、大方のの地方がでは、大方のの地方がでは、大方のの地方がでは、大方のの地方がでは、大方のの地方がでは、大方のの地方がでは、大方のの地方がでは、大方のの地方がでは、大方のの地方がでは、大方のの地方がでは、大方のでは、大方の、おり、では、大方の、大方の、大方の、大方の、大方の、大方の、大方の、大方の、大方の、大方の	協議結果

No. 項目 都の考え方 区の考え方	協議結果
児童相談所関連経 費 (つづき) 「のでき) 「のできることから、その規模に応じて都区 財調における都区 について、を適け、変更であることからり発生する準備経費 について、区側の考を申し上げる。 児童相談所等を設置に伴う準備経費については、本来、普 一方でが同時期ではなく、その多くが用地学を施設整備費な どの臨時的に発生する経費である。そのため、現時点で特別区として標準的な財政需要を設定することが技術的に困難である。とから、基準財政需要を設理を対策に出ては 捕捉されなかった特別の財政需要に該当し、普通交付金による算定として整理するまでの当面の間、特別交付金による算定として整理するまでの当面の間、特別交付金により算定するでもである。 あわせて、設置時期によって各区の算定額に不公平が生じないようにするため、過去に都区で協議し定めた算定ルールにより第定するである。 あわせて、設置時期によって各区の第定額に不公平が生じないようにするため、過去に都区で協議し定めた第定ルールにより適用されている算定区のの「Cーウ」、「他理的、社会的、経済的、制度的な諸条件による各特別区個別の財政事情等を勘案して算定する」ものに統一に、交付率についても22で統一し、開設に向けて円含に準備が進められるよう、十分な財源を確保すべきと考える。 設置を希望する特別区が、早期に児童相談所を開設し、円 滑に東京都から権限を移して、区側で責任を持って運営していくためにも、是非とも前向きな協議をお願いする。	

_	<u>の1世) 関連 9 る 頃日</u>		F 2 7 7 7	力 ※ 公 甲
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 (つづき)	に一括して、事務を移管したものである。 このため、各区がそれぞれの意向に基づいて、児童相談所を設置する場合とは異なるものと考える。 また、特別交付金についてだが、第1回の幹事会でも申し上げたが、特別交付金とは、地方自治法施行令で、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められている。 特別交付金は、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、児童相談所設置	の設置・運営に係る事務は東京都が実施していることから、具体的な議論をする段階にはない」との発言があった。しかし、区側としては、特別区が政令の指定を受け、児童相談所を設置した場合の取扱いについての見解を伺っているものであり、現時点での状況を伺っているものではない。繰り返しになるが、特別区が児童相談所を設置した場合の、都区財調の基準財政需要額への算定及び都区間の配分割合の変更について、改めて都側の見解を伺う。さらに、役割分担について都側から「従来の清掃事業や保健所に係る事務における都区の役割分担の変更と、同様の	
			ただ今の都側の見解について伺う。「清掃事業、保健所に係る事務については、役割分担の変更について、都区で協議を重ね、合意を経て、事務を移管した」との発言があった。今回の児童相談所は設置を希望する区が段階的に順次設置していくことになるが、具体的にこれとどの部分が異なるのか、改めて伺いたい。 (第2回幹事会)	

No.	<u>の他関連する項目</u> _{項目}	都の考え方	区の考え方	協議結果
1101	児童相談所関連経費 (つづき)	清掃事業や保健所に関わる事業については、まず都区で協議を重ねて、23区全体に一括して移管をするということで、都区協議で合意をした上で、事務を移管するという所で進めたと都としては理解している。今回、22区が設置の意向を示していると聞いているが、これから個別具体的に一区一区協議を行いながら、そこで認められたものについて、政令指定され、児童相談所設置下になるというプロセスを踏むというものである。	「一括して」という発言があったが、特別区は、法改正を受け、段階的に政令の指定を受け、児童相談所を設置することになる。当面は3区が先行的に都とモデル的確認作業を行い、設置することを想定している。現在、3区の関係所管が東京都と人材の受入れ等、様々な協力をしながら準備を行っている段階である。時期的、経過的なところはあるが、最終的にはほとんどの区が行うことになる。都側として、役割分担の変更が一括ではないという部分が、かつての清掃事業や保健所と同様に取り扱うことができない課題	WARRANTE ZIN
			世「区がそれぞれの意向に基づいて」という発言があっただが、手法として一括でないという経過を辿るなかで、今回の法改正により政令の指定を受けて行う法定の事務について、都側は、都区協議に乗らない手順を踏むので、各区がそれぞれの意向に基づき行う、任意の事務と捉えているという理解でよろしいか。 (第2回幹事会)	
		がって、必ずしも同じ項目であるからと言って、同様に算定されるものではないと考える。 先程も申し上げたが、自治法施行令において、特別な事情	児童相談所の準備経費について伺う。 先行している3区において、人材の確保・育成の部分は、東京都の派遣受入れ協力を得ながらハード、ソフトの準備を順次行っているが、各区において、システム構築も含め、それなりの経費が発生していることから、それぞれの区で予算化し、議会に一定の説明をしている。地方交付税制度のもと個々の特別区の財源保障制度として都区財調制度があり、普通交付金算定がされていない状況では、特別交付金により算定されるべきということで、今回このような提案をしている。都側から具体的に都区で合意した算定ルールに則って取り扱うとの発言があったが、一定の準備経費が発生する状況となることについて、具体的な見解をもう一度伺いたい。(第2回幹事会)	

関電相談所関連経 費 (つづき) 特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することが できるように都が交付する交付金である。 このため、基準財政需要額として算定するかどうかについては、人のでの意向に基づいて、児童相談所を設置する場合とは 異なる」との発言があった。 であるかどうかについて慎重に検討する必要がある。 現在、一部の区がその自主的な意向に基づき児童相談所の 設置に向けて都と設置計画案の確認作業を進めていることは承知しているが、設置の見通しが立ったとは聞いている。 い。このため、現時点で児童相談所の設置、運営に係る事務が「特別区がひとしくその行うべき事務」にあたるとは 落が「特別区がひとしくその行うべき事務」にあたるとは は承知しているが、設置の見通しが立ったとは聞いていない。 い。このため、現時点で児童相談所の設置、運営に係る事 務が「特別区がひとしくその行うべき事務」にあたるとは 考えていない。 次に、特別交付金についてだが、現行の算定ルールは、公 平性確保の観点から、都区合意に基づき23区共通のルール として審定されている。このため、このルールに則って取り扱うことで、不公平が生じるとは考えていない。 (第3回幹事会)	No. 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
その前提のうえで、特別区が児童相談所を設置した場合の、都区財調の基準財政需要額への算定及び都区間の配分割合の変更について、改めて都側の見解を伺う。 次に、児童相談所の設置に伴う準備経費について申し上げる。特別交付金において、同一の目的で発生する経費について不公平が生じないよう、交付率等の算定ルールを統一すべきとの区側の考えに対して、都側は「特別交付金の算定ルールに則って取り扱う」との発言を繰り返すばかりである。 児童相談所の設置に向けて、準備経費の財政負担の裏付けとするため、特別交付金において新しいルールを作り、円滑に事務を移行できるようにしたいというのが、区側の総意である。それでも、なお従来の算定ルールに固執するのか。三度、都側の見解を伺う。 児童相談所に係る財調協議については、特別区として一体となって取組んでいく方向性が、先日の区長会総会においても改めて確認されたところである。以上2点について、都側の明確な見解を示していただきたい。	児童相談所関連経 費	特別区財政調整交付金は、地方自治法第282条第2項に基づき、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金である。このため、基準財政需要額として算定するかどうかについては、当該事務が「特別区がひとしくその行うべき事務」であるかどうかについて慎重に検討する必要がある。現在、一部の区がその自主的な意向に基づき児童相談所の設置に向けて都と設置計画案の確認作業を進めているとは承しているが、設置の見通しが立ったとは聞いているが「特別区がひとしくその行うべき事務」にあたるとは考えていない。次に、特別交付金についてだが、現行の算定ルールは、公平性確保の観点から、都区合意に基づき23区共通のルールとして策定されている。このため、このルールに則って取り扱うことで、不公平が生じるとは考えていない。	第2回幹事会において、都側から「清掃事会においたと生のでは、その役割分担のでしたがといて、都側から「清掃事なでは、そのででは、そのでは、そのででは、そのででは、そのでででする。のででは、そのでででする。のでででする。のでででは、そのでででででである。とのででは、で、後期があった。前ででは、そのでででででででででででででででででででででででででででででででででで	協議結果

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経 費 (つづき)	という話があったが、現時点ではまだ児童相談所がそのよ	ただ今、都側の見解を伺った。来年度以降、政令の指定を受けて、順次各区が設置に向けた手順を踏むことになるが、その段階となれば、改めて東京都としての見解を述べるということか。 (第3回幹事会)	
		ただ今の区側の発言の「福祉保健局の理解」とは、どのように理解をしているのか。 (第3回幹事会)	現在、モデル的確認実施区3区が、都の児童相談所の所管である福祉保健局からの協力を得ながら設置準備を進めている。区側としては、福祉保健局からは児童相談所設置について一定の理解を得て進めているが、都側の「現時点で児童相談所の設置、運営に係る事務が『特別区がひとしくその行うべき事務』にあたるとは考えていない」という発言は、東京都としての見解なのか、もしくは総務局としての見解なのか。 (第3回幹事会)	
		ては他の区においても研修を都の児童相談所、場合によっ		

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
			準備経費について、再度確認をする。 区側に児童相談所開設準備という新たな需要が生じることになるが、その財源保障としては特別交付金を考えている。 その点から、財源保障としての明確な裏づけをすべきということで今回の都区財調協議事項として提案しているので、理解願いたい。 (第3回幹事会)	

【区側追加提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項 基準財政需要額の調整項目

	: 準財政需要額の調査			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	国民健康保険事業	平成30年度の国民健康保険制度改革により、東京都は、区		
	助成費(国保制度		ご覧いただきたい。平成30年度の国保制度改革に伴う国民	
	改革)		健康保険事業助成費の見直しについての追加提案である。	
			本件は、区側において制度改革後の保険料のあり方等が検	
			討中であったことから、継続検討課題に位置付けていた	
			が、この度、一定の整理がなされたので、それを踏まえて	
		原資のひとつとして、区市町村は都に対し、国民健康保険		
			資料2枚目の「提案事項説明メモ」で内容について説明す	
		てるため、国民健康保険法により区市町村は保険料を徴収		
			まず、標準区の設定について、制度改革の主旨等を踏まえ	
			国政令基準とし、標準算定では法定内繰入金のみを算定す	
		で、納付金納付に必要な額が充足できるとされている。な		
		お、保険者の責めによらない保険料収納額の低下による財		
			1点目として、態容補正I、態容補正IVについて、標準区の	
			設定を国政令基準に見直すことで廃止となる。	
			次に2点目として、現行の態容補正Ⅲについて、制度改革に トルデ想は激による放業が終知されることはよる廃止さる。	
		予期しない医療費増や保険料収納不足等の発生による法定 外繰入金は想定されていない。	より別侍が準による恰左が抜相されることがら廃止する。 3点目として、保険料軽減にかかる法定外繰入金を、区ごと	
		クト襟八金は怨足されしいない。 こるしたこしかと	3点目として、保険料軽減にかかる伝足外繰入金を、区ことの「保険料必要額シェア」により加算する態容補正を新設	
			する。法定外繰入金の加算規模については、平成29年度当	
			初算定時点の法定外繰入金額514億円をスタートとし、制度	
		法令等に基づき設定されることが適切と考える。	上の激変緩和措置が終了する平成35年度までの6か年を暫定	
		このような観点で区側の提案内容を確認したところ、標準		
			最後に4点目として、制度改革後、急激な保険料上昇を抑制	
		の	するために導入される激変緩和措置の影響を調整する態容	
		が、新たに設定する態容補正について2点確認させていただ		
		きたい。	以上が提案内容の説明となるが、国保制度改革の主旨等を	
			踏まえ取りまとめた内容となっているので、区側提案に	
			沿った整理が行われるよう、是非お願いしたい。	
		2点目は、激変緩和措置とする態容補正の期間設定の考え方		
		について、区側の見解を伺う。		
		(第3回幹事会)		
	<u> I</u>			

【財源を踏まえた対応】

No. 項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1 財源見通し		(第3回幹事会)	

	源で蹈まえに対応	(ソフラ)		
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	(基準財政収入額 見込)	基準財政収入額の見込について、各項目の収入見込額を申し上げる。特別区民税が8,435億円、軽自動車税が32億9千9百万円、特別区たばこ税が629億2千6百万円、利子割交付金が25億2千7百万円、配当割交付金が121億3千百万円、株式等譲渡所得割交付金が83億9千7百万円、地方消費税交付金が1,998億4百万円、ゴルフ場利用税交付金が3千3百万円、自動車取得税交付金が66億3百万円、地方特例交付金が47億9千8百万円、その他の譲与税等が147億9千3百万円、特別区民税特例加減算額がマイナス66億1千4百万円、地方消費税交付金特例加算額が136億4千6百万円となり、基準財政収入額合計では平成29年度フレーム対比で426億5千6百万円の増、率にして3.8%の増、1兆1,658億4千4百万円を見込んでいる。(第3回幹事会)		
	見込)	基準財政需要額だが、既定のルール改定等を反映した結果、現時点では、約2兆230億円となる。なお、この基準財政需要額の中には、不交付団体の財源超過における水準超経費相当として、約150億円を含んでいる。 (第3回幹事会)		
	(普通交付金所要 額見込)	基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、平成30 年度の普通交付金所要額は、約8,572億円となり、調整3税 の見通しから計算した普通交付金の総額が、この所要額に 比べ、約1,145億円超過すると見込んでいる。 (第3回幹事会)		

No. 項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2 基準財政収入額	基準財政収入額見込の概要について説明する。	* ***	NAME OF STREET
	平成30年度の基準財政収入額は、1兆1,658億4千4百万円		
	と、平成29年度フレーム対比で、426億5千6百万円の増、率		
	にして3.8%の増を見込んでいる。		
	これは、平成29年度フレーム対比で、特別区民税や自動車		
	取得税交付金が増となることを見込んでのことである。		
	まず、特別区民税だが、近年増加している「ふるさと納		
	税」に起因する寄附金税額控除の増加がみられるものの、		
	15歳以上人口の増に伴う納税義務者数の増や、雇用・所得		
	環境の改善による課税標準額が増となる見込みで、全体と		
	しては、約366億円、率にして4.5%の増を見込んでいる。		
	また、特別区民税における税制改正影響額については、増額を見込んでいる。これは、平成26年度税制改正で平成29		
	年度から段階的に適用となる高所得層の給与所得控除の見		
	直しによるもので、平成30年度以後適用分に係る影響額と		
	なる。この見直しは、平成30年度分以後から給与収入額は		
	1,200万円が1,000万円に、控除額は230万円から220万円に		
	上限が引下げられるものである。		
	続いて、軽自動車税と特別区たばこ税について説明する。		
	まず、軽自動車税については、増額を見込んでいる。平成		
	29年度税制改正においてグリーン化特例の対象が重点化さ		
	れたことにより、特例で税率を軽減する軽課対象台数の減		
	が見込まれ、収入見込額が増額となる影響を想定してい		
	る。		
	次に、特別区たばこ税については、減額を見込んでいる。		
	のちほど説明する平成30年度から適用される税制改正によ		
	り増額となる影響はあるが、近年の喫煙者率の減少傾向に		
	よる売渡本数の減を想定している。		
	この平成30年度から適用される特別区たばこ税の税制改正		
	については、2項目あり、いずれも増額を見込んでいる。1		
	つ目は、平成27年度税制改正による旧三級品の製造たばこ		
	に係る特例税率の段階的廃止である。		
	(bt t. 4 10)		
	(続きあり)		

No. 項	<u>、んだ別心】</u> 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
基準財政で	如人額	2つ目は、12月22日に閣議決定された「平成30年度税制改正大綱」にある「たばこ税談決見直し」である。この見直しの2点ある。まず、たばこ税率の引上げと加熱式たばこの課税方式の見直しの2点ある。まず、たばご税率の引上げは、国と地方のたばご税の配分比率1対1を維持した上で、たばご税率を平成30年10月から3段階で引上げ、国と地方合わせて1本当たり1円ずつ計3円を引き上げるものである。この見直しにより特別区たばま格」が当ま上げるものである。この見直しにより特別区にはまれていまが、「重量」と「確認として、「重量」と「である」をは、1本当たり0.43円ずつ計1.29円引上げとなる。「価値とは、「重量」と「成30年10月から5年間がけて段階的に移行するものである。をである。それは、を交付金については減額となる。これは、マオた、企業の配当を持続でよる。これは、なるの影響を対象の影響を対象の影響を対象の影響を対象の影響を対象の表別に、地方消費税交付金については、増額を見込んでいる。たれは、たにおけるとを見込んでいる。たれは、たまど説明したとので連続を見込んでいる。たれは、たまど説明したとのが、もまが登れている。次に、地方消費税交付金を関連を見込んでいる。次に、地方消費税交付金を関連を見込んでいる。次に、地方消費税交付金を関連を見込んでいる。次に、地方消費税交付金を関連を見込んでいる。次に、地方消費を引きないる。次に、地方消費を引きないるのでで、地方消費を引きないるのでは、次回幹事会にて説明したいと考える。(続きあり)		WARE THE TENT OF T

基準財政収入額 (つづき) この地方消費税の清算基準の見直しは、地方消費税の都道 府県間の清算に用いる基準について、小売年間販売額及び サービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計ナー率を 現行の75%から50%に変更し、統計カバー率を 現行の75%から50%に変更し、統計カバー外となる50%の代替 指標をこれまでの従業者数と人口から人口のみとするもの である。 最後に、平成30年度の特別区民税特例加減算額の区別算定 における基礎數値となる、平成29年度の税源移譲影響見込 額の確認について、説明する。 お配りしている資料、「平成19年度の国から地方への税源 移譲に伴う特別区民税影響見込額(平成29年度分)」を見 ていただきたい。 資料の数値については、すでに、都区双方の事務方で確認 しているが、改めてご確認いただきたい。 特例加減算額の措置については、「当分の間」とされているので、来年度以降も同様に確認していく。 (第3回幹事会)	No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
			府県間の清算に用いる基準について、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、「百貨店」などを除外すると共に、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外となる50%の代替指標をこれまでの従業者数と人口から人口のみとするものである。最後に、平成30年度の特別区民税特例加減算額の区別算定における基礎数値となる、平成29年度の税源移譲影響見込額の確認について、説明する。お配りしている資料、「平成19年度の国から地方への税源移譲に伴う特別区民税影響見込額(平成29年度分)」を見ていただきたい。資料の数値については、すでに、都区双方の事務方で確認していただきたい。特例加減算額の措置については、「当分の間」とされているので、来年度以降も同様に確認していく。		

【29年度再調整】

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1		調整税の見込みは、当初フレームと比べ、固定資産税が、約19億円、率にして0.2%の増、市町村民税法人分は、約408億円、率にして7.2%の増、特別土地保有税については、ほぼ予算と同額となることで、それぞれ見込んでいる。これらを合わせた調整税の総額は、当初フレーム比で、約427億円の増、率にして2.4%の増と見込んでいる。これを財調交付金55%相当で計算すると、約235億円の増となり、普通交付金が約223億円の増、特別交付金が約12億円の増となる。財源見通しは、このようになっているが、普通交付金については、当初算定時に約110億円の算定残が発生しているため、約333億円が最終的な算定残となる見込みである。(第3回幹事会)		

【29年度再調整】(つづき)

2 29年度の対応 平成29年度の算定残の取扱いに係る、都側の考えを説明する。 る。 先ほど説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、 続333億円となる見込みである。 この取扱いについては、都区財政調整条例第8条第2項及び 都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算する のではなく、基準財政需要額の追加算定を行い、普通交付 金で交付することとする。 この普通交付金の再算定にあたっては、平成29年度の財政 需要を改めて見直した上で、次の項目について検討を進め ている。 経質的経費に係る建築工事単価の見直しに係る、平成29年	No. 項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
度フレームでの割落とし分の復元分、都市計画交付金の地28年度から開始されている自動通話録音機貸与事業や、区方債収入相当額について、翌年度以降4か年の均等分割によ立保育所管理運営費の公設民営委託料の増額が挙げられり算定しているが、将来の財政負担を軽減するため、一部る。前倒しでの算定、平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行に伴い必要となる実態調査などの民泊対応経費、オリンピック・パラリンピックに係る気運醸成や、各区が取り組んでいる施設整備など、大会後のレガシーを見据えた取組に要改正に伴う経費や、認証保育所運営費等事業費の単価改定いる施設整備など、大会後のレガシーを見据えた取組に要改正に伴う経費や、認証保育所運営費等事業費の単価改定する経費、待機児童対策としての保育所整備費、保育所整は「は当後費が挙げられる。」というは、平成29年4月の施設型給付費等に係る処遇改善等加算のいる施設整備など、大会後のレガシーを見据えた取組に要改正に伴う経費や、認証保育所運営費等事業費の単価改定は、1年特別のが直には、1年特別のが直には、1年特別のが直には、1年特別のが直には、1年特別のが直には、1年特別のが直には、1年特別のがであるとして、近年特別のが直になった。(第3回幹事会)		平成29年度の算定残の取扱いに係る、都側の考えを説明する。 先ほど説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、約333億円となる見込みである。 この取扱いについては、都区財政調整条例第8条第2項及び都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算でるのではなく、基準財政需要額の追加算定を行い、普通交付金で交付することとする。 この普通交付金の再算定にあたっては、平成29年度の財政でで交付することとする。 この普通交付金の再算定にあたっては、平成29年度の財政でで変がで変がである。 投資的経費に係る建築工事単価の見直しに係る、平成29年度フレームでの割落とし分の復元分、都市計画交付の地の 方債収入相当額について、翌年度以降4か年の均等分め、一定 がの算定、平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行に伴い必要となる実態調査などの民泊対応経費、オリンピックに係る気運醸成や、各区が取り組んでいる施設整備など、大会後のレガシーを見据えた取り組のでいるをといるをでは、大会後のレガシーを見据えたでいるをといるをであるといるをである。	先ほど都側から、下野では、大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大	

都区財政調整協議会幹事会のまとめ (案)

I 平成30年度当初フレームにおける協議課題の整理

1. 新規算定

12項目

- ○自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金
- ○防災市民組織育成費 (防火防災訓練災害補償等掛金)
- ○被災者生活再建支援システム運用経費
- ○安全安心まちづくり推進事業費(自動通話録音機貸与事業)
- ○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費
- ○定期利用保育補助事業費
- ○待機児童解消緊急対策対応経費(認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業費)
- ○健康増進計画・食育推進計画策定経費
- ○公害保健対策費(自動車騒音・振動・交通量調査経費)
- ○鳥獣被害対策事業費 (アライグマ・ハクビシン対策)
- ○都市整備総務費(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定経費)
- ○いじめ問題対策委員会等経費

2. 算定改善等

32項目

<算定充実>

12項目

- ○都区市町村電子自治体共同運営システム経費
- ○帰宅困難者対策用食料等の備蓄(一時滞在施設用)
- ○公金取扱手数料
- ○宿泊所等管理運営費
- ○地域生活支援事業費
- ○介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費
- ○区立保育所管理運営費(公設民営委託料)
- ○私立保育所施設型給付費等
- ○【態容補正】私立認定こども園施設型給付費
- ○予防接種費(事務経費)
- ○予防接種費 (接種率等)
- ○私立幼稚園施設型給付費

<事業費の見直し> 8項目

- ○全国市長会負担金
- ○全国市議会議長会負担金
- ○職員被服貸与費
- ○老人福祉増進事業費
- ○健康手帳交付

- ○機能訓練
- ○【投資】特別区債(道路改良)
- ○【投資・態容補正】公有水面埋立事業・下水処理場覆がい事業

<算定方法の改善等> 12項目

- ○自治体総合賠償責任保険費
- ○支払代行業務委託費(社会福祉費・老人福祉費・生活保護費・児童福祉費)
- ○国民健康保険事業助成費(国保制度改革)
- ○自殺防止対策事業費
- ○性感染症対策費
- ○環境衛生費(水質検査)
- ○精神保健対策費
- ○清掃費の見直し
- ○道路占用料
- ○【投資・態容補正】道路橋りょう費(都市計画交付金対象経費)
- 【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(建築工事)
- ○【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(土木工事)

3. その他 3項目

- <財源を踏まえた対応>
- ○保育所整備等対応経費の臨時的算定
- ○義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額の前倒し算定
- ○都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定

Ⅱ 平成 29 年度再調整について

再調整について 3項目

- ○保育所整備等対応経費の臨時的算定
- ○民泊対応経費
- ○【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(建築工事)

I 平成30年度当初フレームにおける協議課題の整理

<基準財政需要額の算定>

- 1. 新規算定項目(12項目)
 - ○自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金 自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金について、新規算 定する。
 - ○防災市民組織育成費(防火防災訓練災害補償等掛金) 防火防災訓練災害補償等掛金について、新規算定する。
 - ○被災者生活再建支援システム運用経費 被災者生活再建支援システム運用経費について、新規算定する。
 - ○安全安心まちづくり推進事業費(自動通話録音機貸与事業) 自動通話録音機貸与事業に係る経費について、新規算定する。
 - ○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に係る経費について、新規算定する。
 - ○定期利用保育補助事業費 定期利用保育補助事業に係る経費について、新規算定する。
 - ○待機児童解消緊急対策対応経費(認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業費)

都の待機児童解消に向けた緊急対策に関連する、認可外保育施設等を利用する児童の保護者に対する保育料助成に係る経費及び保育従事職員の宿舎借り上げを行う事業者に対する補助経費について、平成30年度に限り、臨時的に算定する。

○健康増進計画・食育推進計画策定経費

健康増進計画及び食育推進計画の策定に係る経費について、新規算定する。

- ○公害保健対策費(自動車騒音・振動・交通量調査経費)「自動車騒音常時監視」、「自動車騒音調査」、「自動車振動調査」及び「自動車交通量調査」に係る経費について、新規算定する。
- ○鳥獣被害対策事業費(アライグマ・ハクビシン対策) アライグマ・ハクビシン防除事業に係る経費について、新規算定する。
- ○都市整備総務費(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定経費) 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定(改定)に係る経費に ついて、新規算定する。
- ○いじめ問題対策委員会等経費 いじめ問題対策委員会等に係る経費について、新規算定する。

2. 算定改善等

- ① 算定充実(12項目)
 - ○都区市町村電子自治体共同運営システム経費 都区市町村電子自治体共同運営システム経費について、算定を充実する。

○帰宅困難者対策用食料等の備蓄(一時滞在施設用) 帰宅困難者対策用食料等の備蓄(一時滞在施設用)に係る経費について、 算定を充実する。

○公金取扱手数料

公金取扱手数料について、受託事務手数料単価が平成30年度から改定(増額)されることから、算定を充実する。

○宿泊所等管理運営費

特別区人事・厚生事務組合が管理している宿泊所等施設の施設整備費に係る特別区の分担金について、算定を充実する。

○地域生活支援事業費

平成 28 年度から地域生活支援事業費補助金の補助対象外となった自動車 運転免許取得・改造助成費について、算定を充実する。

○介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費 生計困難者等に対する利用者負担軽減事業に係る国庫補助及び都補助対象 経費について、算定を充実する。

○区立保育所管理運営費(公設民営委託料)

公設民営保育所の委託料について、保育士等の処遇改善を踏まえ、算定を 充実する。

○私立保育所施設型給付費等

私立保育所施設型給付費等について、処遇改善等加算の改正等を踏まえ、算定を充実する。

○【態容補正】私立認定こども園施設型給付費

私立認定こども園施設型給付費について、処遇改善等加算の改正等を踏まえ、算定を充実する。

○予防接種費(事務経費)

予防接種費の事務経費について、算定を充実するとともに、各々の事業で 算定している事務経費をA類疾病の予防接種費に統合する。

○予防接種費 (接種率等)

A類疾病の四種混合ほか 5 予防接種について、接種率等を見直し、算定を 充実する。また、「ジフテリア・百日ぜき・破傷風」の名称を「ジフテリア・ 破傷風」に変更する。

○私立幼稚園施設型給付費

私立幼稚園施設型給付費について、処遇改善等加算の改正等を踏まえ、算定を充実する。

② 事業費の見直し(8項目)

○全国市長会負担金

全国市長会負担金について、算定内容を見直す。

○全国市議会議長会負担金

全国市議会議長会負担金について、算定内容を見直す。

○職員被服貸与費

職員被服貸与費について、算定内容を見直す。

○老人福祉増進事業費

老人福祉増進事業に係る経費の一部について、算定を廃止する。

○健康手帳交付

健康手帳の交付に係る経費について、算定を廃止する。

○機能訓練

機能訓練に係る経費について、算定を廃止する。

○【投資】特別区債(道路改良)

道路改良における特別区債について、元利償還金を含め算定を廃止する。

○【投資・態容補正】公有水面埋立事業・下水処理場覆がい事業 公有水面埋立事業及び下水処理場覆がい事業について、算定を廃止する。

③ 算定方法の改善等(12項目)

○自治体総合賠償責任保険費 自治体総合賠償責任保険費について、一部固定費を導入し、算定を改善す ス

- ○支払代行業務委託費(社会福祉費・老人福祉費・生活保護費・児童福祉費) 支払代行業務委託費について、算定を改善する。
- ○国民健康保険事業助成費(国保制度改革) 平成30年度の国保制度改革に伴い、国民健康保険事業助成費について、算 定を改善する。
- ○自殺防止対策事業費

自殺防止対策事業に係る経費について、都の補助対象事業や補助率の見直しを踏まえ、算定を改善する。

○性感染症対策費

健康相談事業費で算定されている性感染症検査に係る経費を性感染症対策 費に統合し、算定を改善する。

○環境衛生費(水質検査)

健康相談事業費で算定されている水質検査に係る経費を環境衛生費に統合 し、算定を改善する。

○精神保健対策費

精神保健相談事業費を精神保健対策費に統合し、算定を改善する。

○清掃費の見直し

標準区ごみ量の見直し、収集運搬モデルの改定など清掃費全体の算定を改善する。

○道路占用料

道路占用料について、算定を改善する。

○【投資・態容補正】道路橋りょう費(都市計画交付金対象経費) 道路橋りょう費のうち都市計画交付金との重複部分について、事業費を限 定して割り落とす態容補正を新設し、算定を改善する。

- ○【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(建築工事) 平成26、27年度の2か年における単価上昇分について、当該単価上昇率を 反映した経費を、平成30年度に限り、臨時的に算定する。
- ○【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(土木工事) 平成26、27年度の2か年における単価上昇分について、当該単価上昇率を 反映した経費を、平成30年度に限り、臨時的に算定する。

3. その他 (3項目)

- ○保育所整備等対応経費の臨時的算定 待機児童解消に向けた保育所整備費、保育所整備助成費について、平成31 年度に見込まれる事業量を前倒しで算定する。
- ○義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額の前倒し算定 過去の義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額について前倒 しで算定を行い、後年度負担の軽減を図る。
- ○都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定 過去の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、平成31、32年度分 について前倒しで算定を行い、後年度負担の軽減を図る。

Ⅱ 平成 29 年度再調整について

○保育所整備等対応経費の臨時的算定

待機児童解消に向けた保育所整備費、保育所整備助成費について、平成29、30年度に見込まれる事業量2か年分を臨時的に算定するとともに、平成29年4月の施設型給付費等に係る処遇改善等加算の改正に伴う経費を算定する。

○民泊対応経費

平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行に伴い必要となる実態調査などの経費を算定する。

○【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(建築工事) 平成26、27年度の2か年における単価上昇分について、当該単価上昇分を 反映した経費を、平成29年度に限り、臨時的に算定する。